

INTERNATIONAL RED CROSS 2020

赤十字の国際活動 2020



© Atsushi Shibuya / JRCS

新型コロナウイルス感染症のパンデミック (世界的な大流行)と国際赤十字の対応

国際赤十字の人道精神と連帯で、未曾有の感染症に立ち向かう

新型コロナウイルス感染症に関し、各国赤十字社および国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）は①感染予防、水と衛生分野のインフラ整備、心理社会的支援などの保健医療・水と衛生分野の機能強化、②移民・難民や貧困世帯等の最弱者に対する食料や生活必需品の支援、シェルター支援などの社会経済的支援、③スタッフやボランティアの安全管理、事業継続計画の作成、新たなビジネスモデルづくりなど各国赤十字社の対応能力強化の3つの柱を中心に活動に取り組んでいます。上記の活動を展開するために各国赤十字社および連盟は総額2,200億円相当の支援を必要としており、その内、連盟は総額500億円相当の緊急救援アピー

ル（支援要請）を発表し、各国赤十字社は総額1,700億円相当の二国間支援等を要請しています。

また、赤十字国際委員会（ICRC）は紛争地において①保健医療インフラ整備、保健サービスの提供、捕虜や被拘束者の収容施設における感染予防、感染爆発に伴い離ればなれになってしまった家族の支援等、新型コロナウイルス感染症による緊急のニーズへの取り組み、②生計支援や給水インフラ整備支援等、感染症によって打撃を受けた地域社会や住民の生活に対する支援に取り組んでいます。ICRCはこの対応に総額1,400億円相当が必要として、支援を呼びかけています。

世界各国の赤十字社の活動を支えるボランティア

現在、世界の192の国と地域にある赤十字社のうち、150以上の社で新型コロナウイルス感染症に対する活動が展開されています。救急車で患者搬送、高齢者や自宅待機の方がたへの薬や食料の配付、感染者や隔離者に対するこ

ろのケア電話相談など、各国赤十字社の活動は多岐にわたりますが、その活動を支えているのは多くの赤十字ボランティアです。その地域を理解しているボランティアだからこそ、地元の人びとのニーズに沿った支援を届けることができるのです。



▲自宅待機の方に薬や食料を配布（イタリア）© イタリア赤十字社



▲避難民キャンプで感染予防啓発のリーフレットを配布（バングラデシュ）© IFRC



▲人びとに手の消毒を促す様子（ナイジェリア）© IFRC



▲陰圧機能つき救急車で患者を搬送（中国）© 中国紅十字会



▲国境沿いで入国者のスクリーニング検査を実施（ウガンダ）© ウガンダ赤十字社



▲感染症に関する電話相談窓口を開設（フィリピン）© フィリピン赤十字社

日本赤十字社が支援している事業地は今

日本赤十字社（日赤）は、皆さまからのご支援のもと、国際的なネットワークを生かして各国赤十字社の活動を支援してきました。しかし新型コロナウイルス感染拡大後は、人の移動が制限されたため、日赤も海外に派遣していた要員の大半を一時的に帰国させたり、新規の派遣を見送る措置をとっています。この緊急事態に対して、支援している現地の赤十字社がどのような活動を展開しているのかをご紹介します。

中東：感染症に対応できる病院を目指して

日赤は2018年以降、レバノンとパレスチナ・ガザ地区に医療チームを派遣し、現地のパレスチナ赤新月社病院の医療体制の改善等を図る事業を実施しています。

2020年3月、レバノンの日赤医療チームは日本の感染症対応の事例を活用し、現地病院の医療スタッフを対象に感染症対策のレクチャーを実施しました。現地通訳を介しながらも、現地語であるアラビア語と身振り手振りをを用いて、中東では未だ馴染みの薄かった感染症への理解促進を図りました。

長年の経済封鎖によって貧困に苦しむパレスチナ・ガザ地区では2020年1月下旬から、日赤医療チームの協力のもと、救急外来における感染症対策の診療手順整備を開始しました。日赤医療チーム帰国後の3月にはガザ地区内でも感染者が確認され、現地での不安は広がっています。日赤が支援している現地病院では多くの外来患者を受け入れているため、仮設テントに陽性疑いのある患者を一時隔離するなど、

感染拡大を防ぐために必要な措置をとっています。



▲ガザ地区アルクトゥス病院の医師たちと感染症の診療手順作成に取り組む日赤医師（パレスチナ） © 日本赤十字社

感染拡大を防ぐために必要な措置をとっています。

これからも、日本からの医療チームの派遣再開に備えながら、現地病院のスタッフたちの奮闘を遠隔で支援していきます。

ルワンダ：ラジオを使えば、届く安心

日赤は連盟を通じて、東アフリカ地域の保健状況を改善する取り組みを支援しています。2019年度はルワンダにおい



▲モバイルラジオで村々を巡回するボランティア（ルワンダ） © ルワンダ赤十字社

て、赤十字ボランティアが主体となり「モバイルシネマ」と呼ばれる移動式のアニメ上映会を通じた保健と防災に関する啓発活動を実施してきました。

その最中であった2020年3月、ルワンダ国内で初の新型コロナウイルスの感染者が確認されました。同国政府の方針により不特定多数が集まる集会在禁止され、モバイルシネマの実施も困難となりました。そこでルワンダ赤十字社は、モバイルラジオと呼ばれる新たな取り組みを導入。スピーカーを積んだ車両で村々を回り、新型コロナウイルス感染症の予防を呼びかける歌を放送するなど、正しい知識の普及に努めました。

インターネットやテレビからの情報が得られない住民たちにとって、赤十字のモバイルラジオから得られる情報は、自らのいのちと健康を守るための大切なよりどころです。

これまでさまざまな感染症に立ち向かってきた国際赤十字

国際赤十字は、これまでのSARS、MERS、エボラウイルスなどの感染症への対応経験を生かしながら、未知のものに対する人びとの反応を予測した活動や、文化や習慣に則したメッセージの発信方法、うわさやデマへの対応など、

国際赤十字全体として幅広く活動しています。これからも一丸となって、新型コロナウイルス感染症という世界共通の課題に引き続き取り組んでいきます。

核兵器廃絶に向けた ユースアクションフォーラム in 広島



▲原爆ドームを訪れた参加者たち © 日本赤十字社

ユースアクションフォーラムの開催

赤十字もその成立に大きく関わった核兵器禁止条約が国連で採択されてから2年を迎えた2019年7月、日赤は「核兵器廃絶に向けたユースアクションフォーラム」を広島県で開催。核兵器廃絶の議論をリードする国々や核実験被爆国の赤十字社12社から15人の赤十字ユースが参加しました。

3日間、参加者たちは核兵器に関する講義をただ受けるだけではなく、広島市内の史跡めぐりや核廃絶に取り組む団体との交流等を通して、「自分たちに何ができるのか」を深め、活発な議論を交わしました。

被爆者の体験を聞いて

中でも、参加者の胸に最も深く刻まれたのは「被爆者たちの証言」。マーシャル諸島から30時間かけてフォーラムに参加したDiliaさんは、「私の両親は核実験の被爆者で、私自身も甲状腺のがんを患いながら生きています。日本で被爆者の方のお話を聞き、似た境遇の一人として共感し勇気づけられました。核兵器廃絶に向けた取り組みを行う仲間に会えたことにもとても感謝しています。私一人の力では変えられない。皆さんの力が必要です」と涙を流しながら語りました。

フォーラムの最終日、参加者たちは広島での経験を通して感じた思いを集約し、赤十字ユースが率先して行っていく活動計画を作成しました。



▲マーシャル諸島赤十字社ボランティアのDiliaさん © 日本赤十字社



▲赤十字ユースの足立さんによる発表の様子 © 日本赤十字社

広島で感じた思いを世界に

広島でのフォーラムに参加した足立晴香さん（大阪府青年赤十字奉仕団）は、2019年12月にスイス・ジュネーブで開催された赤十字国際会議において、核兵器廃絶に向けた議論を若い世代がリードしていくことの重要性を発表しました。この会議には世界中の赤十字社、ジュネーブ条約締約国の政府、他の国際機関等から約2,000人の代表者が集っており、その力強いメッセージに会場中から温かい拍手やコメントが寄せられました。

世界の赤十字社の活動を支えるボランティアの約半数がユースである今、「若い力」がどのように核廃絶実現に向けての具体的な活動をしていくのか、今後の期待が高まります。

核兵器禁止条約の発効

2020年10月、ついに核兵器禁止条約を批准した国が発効要件である50カ国に達し、2021年1月に条約が発効しました。赤十字は、引き続き条約への各国の署名およびそれ

に続く批准に向けて各国への働きかけを行い、核兵器廃絶を実現する未来を希求して、世界とともに歩みを進めていきます。

- ◇ 「赤十字ユース」とは？ → 青少年赤十字事業とユースネットワーク p.25~26
- ◇ 「赤十字国際会議」とは？ → 国際赤十字・赤新月運動の主要会議 p.11
- ◇ 赤十字の核兵器廃絶に向けた活動 → 核兵器廃絶 p.32



▲「世界手洗いの日」に正しい手洗いの方法を学んだ子どもたち（バングラデシュ）©バングラデシュ赤新月社

Contents

2	赤十字の国際活動2020 TOPICS
6	赤十字の国際活動ダイジェスト
8	赤十字とは
13	緊急救援
19	復興支援
21	開発協力
25	日本赤十字社の特色ある国際活動
28	国際人道法
30	離散家族支援
32	核兵器廃絶・原子力災害への備え
34	世界中で活躍する人材
36	パートナーシップ
37	世界の赤十字社一覧
38	国際活動の収支報告

赤十字の国際活動 2020

世界の主な人道危機

紛争



世界では紛争や迫害により**7,950万人**が難民、避難民となっています。

自然災害



世界では年間**1億6,000万人**が被災し、**10万人**が死亡しています。

感染症



世界では年間**950万人**が感染症で死亡しています。

水不足



世界では**21億人**が安全な水を自宅入手できません。

食料危機



世界では**2億7,000万人**が極度の食料不安を抱えています。

国際赤十字の活動

世界の赤十字社数

192社

→世界の赤十字社一覧 p.37

紛争地への支援金額

1,988.7億円

(赤十字国際委員会2019年決算額)

→費用・財源の詳細内訳 p.38

自然災害・感染症等への支援金額

384.2億円

(国際赤十字・赤新月社連盟2019年決算額)

→費用・財源の詳細内訳 p.38

国際赤十字の具体的な活動例

紛争地での医療支援

ICRCは、紛争地の**388病院**を支援し、そのうち**88病院**で、武器による負傷者約**2万5,100人**、妊産婦約**5万人**を診療しました。

避難所の提供

連盟は、自然災害等に直面する人びとに安全な避難所を南北アメリカで約**8万8,000人**、ヨーロッパで約**6,300人**に提供しました。

感染症予防

連盟は、マラリア予防のための同盟で議長を務め、2019年には**23カ国**で活動し、**7,100万張以上**の殺虫剤処理された蚊帳を配布しました。

被拘束者の訪問

ICRCは、約**102万7,300人**の紛争による捕虜や被拘束者を訪問し、うち約**3万3,300人**と個別に面談しました。また約**1万3,400人**の被拘束者と家族との面会を支援しました。

水・衛生状態の改善

連盟は、安全な飲料水の提供、廃水の処理方法の改善と安全な使用に関する啓発活動等の支援を2005年から2019年の間に**3,500万人**以上に提供しました。

生計の安定支援

連盟は、約**16万2,000人**に食糧や日用品を提供し、農業支援等の所得創出のための活動を行いました。またモザンビーク、エチオピア等で生活支援の現金を給付しました。

(2019年国際赤十字・赤新月社連盟、赤十字国際委員会活動報告より)

日本赤十字社の活動

日本赤十字社からの
医師・看護師ら派遣者数

13カ国 190人

(2018年1月~2020年10月)

→ 要員派遣実績・派遣先 p.35



日本赤十字社の
海外派遣登録要員数

442人

(2020年10月現在)

→ 海外派遣登録要員の職種内訳 p.35



日本赤十字社からの
ERU 派遣回数

14回

(2001年~2020年)

→ ERU 派遣実績一覧 p.14



日本赤十字社の国際活動費

23.1億円

(2019年度)

→ 費用・財源の詳細内訳 p.38



日本赤十字社の主な支援国 **79**カ国 (2019年度)

● 中東 P.16

● ネパール P.19, 25

● バングラデシュ P.17

● サハラ P.27

● フィリピン P.20

● ルワンダ P.22~23

● ラオス P.24

● インドネシア P.24

● 東ティモール P.24

● バヌアツ P.25

※ 上記以外の国にも、間接的に支援を行っている場合があります

赤十字とは

© IFRC

1

赤十字のなりたち

1859年6月、スイス人の実業家アンリー・デュナンはイタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノで、4万人にのぼる死傷者の悲惨なありさまを目撃しました。デュナンはすぐに村人たちと協力して、戦場に倒れていた負傷者を教会に収容するなど懸命の救護を行いました。

デュナンは、「傷ついた兵士はもはや兵士ではない、人間である。人間同士としてその尊い生命は救われなければならない」との信念のもとに救護活動にあたりました。

ジュネーブに戻ったデュナンは、自ら戦争犠牲者の悲惨な状況を語り伝えるとともに、1862年11月『ソルフェリーノの思い出』という本を出版しました。この中で、

- 戦争の負傷者と病人は敵味方の区別なく救護すること
- そのための救護団体を平時から各国に組織すること
- この目的のために国際的な条約を締結しておくこと

の必要性を訴えました。その結果誕生したのが赤十字です。

1863年、戦争で傷ついた人びとを敵味方の区別なく救うことを志したデュナン等5人のスイス人が集まり、「五人委員会」が結成されました。これが今日の赤十字運動の最初の機関であり、「赤十字国際委員会（ICRC）」の前身です。彼らが訴えたのは、デュナンが『ソルフェリーノの思い出』で記した3つのことでした。この訴えは世界各地で共感を呼び、同年、スイス等16カ国が「赤十字規約」を採択し、各国に戦時救護団体が組織されました。そして、緊急時のために平時から備え、互いに連絡を保つ体制の基礎を作りました。

それから150年以上、赤十字は世界中に広がり、紛争や自然災害、感染症など、さまざまな苦しみの中にある人びとを支援するために活動しています。



▲ソルフェリーノでデュナンが救護にあたる様子
アルマン＝デュマレスク 《篤志の救護者》



▲アンリー・デュナン Henry Dunant

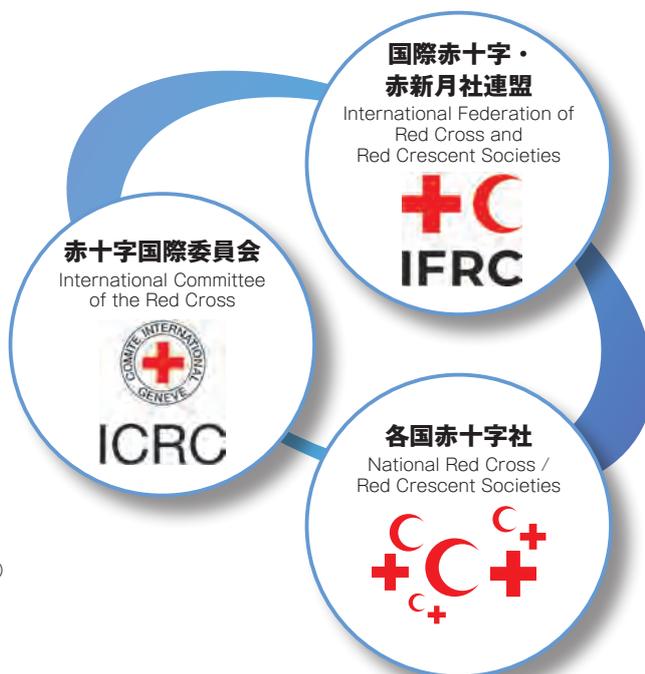
2 国際赤十字・赤新月運動とは

今日、「赤十字」と名の付く人道支援機関は大きく3つ存在します。そしてその3つすべての機関が「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命を果たすために互いに協力・連携しながら活動しています。これを「国際赤十字・赤新月運動」（国際赤十字）と呼んでいます。



▲赤十字国際委員会本部（ジュネーブ）
© T. Gassmann / ICRC

赤十字の国際的ネットワーク



▲国際赤十字・赤新月社連盟事務局（ジュネーブ）



▲日本赤十字社本社（東京）

●赤十字国際委員会（ICRC）

戦時救護を目的として1863年に設立された五人委員会は、1875年に名称を「赤十字国際委員会（ICRC）」に改めました。ICRCの中心活動は武力紛争の犠牲者に対して人道支援を行うことです。ジュネーブに本部を置き、現在、全世界で1万8,000人以上の職員が活躍しています。主な任務は次のとおりです。

- 紛争時に、中立機関として犠牲者の保護と救済にあたること
- 国際赤十字・赤新月運動の基本原則が守られるようにすること
- 国際人道法の研究と普及を推進し、人道法が守られるようにすること
- 新しい赤十字社の承認を行うこと

●各国赤十字社

赤十字の理念に基づき、各国で人道的活動を実施する組織です。2020年12月現在、世界に192社（赤十字社157社、赤新月社34社、イスラエル・ダビデの赤盾社）があります。赤十字の基本原則により、1国には1つの赤十字社のみ存在します。国によっては赤十字の代わりに赤い三日月や赤いクリスタルのマークを用いていますが、いずれも同じ使命を担って活動する国際赤十字の一員です。

●国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）

1919年に設立された各国赤十字社の連合体です。連盟の中心活動は各国赤十字社とともに災害被災者への支援や保健衛生分野での取り組みなどです。独自の憲章を持つ独立した国際機関で、ジュネーブの事務局のほか世界50カ所以上に代表部を置き、現在、全世界で2,100人あまりの職員が活躍しています。連盟の主な任務は次のとおりです。

- 各国赤十字社の人道的な活動を支援・推進すること
- 各国赤十字社の連絡調整・研究を行うこと
- 各国赤十字社の設立・発展を促進すること
- 災害時の国際救援活動の調整をすること

国際赤十字・赤新月運動の基本原則

国際赤十字・赤新月運動の基本原則は、1965年、ウィーンで開催された第20回赤十字国際会議において宣言されたものです。これらは赤十字のすべての活動の基盤です。「人間の生命は尊重されなければならないし、苦しんでいる

者は敵味方の区別なく救われなければならない」という人道の原則こそ赤十字運動の基本であり、他の6つの原則は人道を実現するために必要となるものです。

人道 (Humanity)

国際赤十字・赤新月運動（国際赤十字）は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的および国内的に努力する。その目的は生命と健康を守り、人間の尊重を確保することにある。国際赤十字はすべての国民間の相互理解、友情、協力および堅固な平和を助長する。

公平 (Impartiality)

国際赤十字は、国籍、人種、宗教、社会的地位又は政治上の意見によるいかなる差別をもしない。国際赤十字は、ただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合、最も急を要する困苦をまっさきに取り扱う。

中立 (Neutrality)

すべての人からいつも信頼を得るために、国際赤十字は、戦闘行為の時いずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも、政治的、人種的、宗教的または思想的性格の紛争には参加しない。

独立 (Independence)

国際赤十字は独立である。各国赤十字社は、その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律に従うが、常に国際赤十字の諸原則に従って行動できるようその自主性を保たなければならない。

奉仕 (Voluntary Service)

国際赤十字は、利益を求めない奉仕的救護組織である。

単一 (Unity)

いかなる国にもただ一つの赤十字社しか存在しない。各国赤十字社は、すべての人に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行わなければならない。

世界性 (Universality)

国際赤十字は世界的機構であり、その中においてすべての赤十字社は同等の権利を持ち、相互援助の義務を持つ。

3 国際赤十字・赤新月運動の3つの特徴

世界中の災害や紛争の背景には、社会情勢、経済事情、歴史、政治、環境問題などの要因が絡み合い、その様相や被害状況は被災地域によってさまざまです。そのため、国際活動に求められるニーズも多種多様であり、またそのニーズ自体、刻一刻と変化していきます。

そうしたニーズに的確に応えるための政府機関、国連組織、NGO（非政府組織）など、国際援助に携わる団体は数多く存在します。その中で、国際赤十字・赤新月運動は3つの特徴を生かして世界規模の人道活動を展開しています。

共通の理念・原則

国際赤十字・赤新月運動の基本原則や国際人道法など、赤十字の活動の根拠となる共通の理念と原則に基づいて活動します。

ボランティアの力

全世界で1,400万人を超える赤十字のボランティアが、地域のすみずみにまで根を張り、最も弱い立場にある人びとのために活動します。

国際的なネットワーク

世界192の国と地域に赤十字社があり、それぞれの資源やノウハウ、特徴を生かして、互いに連携して活動します。

国際赤十字・赤新月運動の主要会議

赤十字の活動は、赤十字に関する諸条約および赤十字の基本原則に基づいて、赤十字国際委員会（ICRC）、国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）および各国赤十字社の相互の協力体制のもとに実施されています。この国際赤十字・赤新月運動の方針を決定する重要な会議として、以下の3つが定期的に行われています。

1. 国際赤十字・赤新月社連盟総会（2年ごとに開催）

連盟および各国赤十字社代表で構成される連盟の最高意思決定機関です。

2. 国際赤十字・赤新月運動代表者会議（2年ごとに開催）

国際赤十字・赤新月運動すべての機関（ICRC、連盟、各国赤十字社）の代表が国際赤十字の共通課題を議論する会議です。

3. 赤十字・赤新月国際会議（4年ごとに開催）

ICRC、連盟および各国赤十字社の各代表に加え、ジュネーブ諸条約締約国政府の代表が参加する国際赤十字・赤新月運動の最高議決機関です。この会議では、政治的性格をもつ討論の裁定はできません。ジュネーブ諸条約等について提議を行い、また国際赤十字・赤新月運動全体に関わる問題について協議します。

各国赤十字社代表と政府代表、ICRC、連盟が一票ずつ投票権を持っています。



▲連盟創設100周年記念となる2019年連盟総会開会式 © 日本赤十字社

国際赤十字・赤新月社連盟「2030年に向けての戦略（Strategy 2030）」

2019年12月、スイス・ジュネーブにおいて開催された国際赤十字・赤新月社連盟総会において、向こう10年間の連盟の指針である「2030年戦略」が採択されました。

ビジョン

世界の赤十字ネットワークを結集し、すべての人びとのより良い未来を築く変革と人道の実現を

3つのゴール

- ・人びとは危機を予測し、立ち向かい、素早く復興する
- ・人びとは安全・健康的で尊厳ある生を営み、栄える
- ・人びとは包摂的かつ平和な地域社会のために結集する

5つの主要課題

- ・気候変動・環境危機
- ・災害
- ・健康問題
- ・移民問題
- ・「誰一人取り残さない」（女性や子供、障がい者等弱い立場の人を必ず考慮する）

7つの変革

- ・各国で赤十字を地元のコミュニティにとって強く有効な存在にする
- ・ボランティアの力を最大限に生かす
- ・説明責任を果たし、信頼を確実なものにする
- ・国際的なネットワークを効果的に活用する
- ・コミュニティ、特に弱い立場の人びとの声を人道支援に繋げる
- ・デジタルの時代に適応する
- ・持続可能な財政体制を整える



▲国際赤十字・赤新月社連盟「2030年戦略」

4 日本赤十字社の国際活動

日本赤十字社は、国際赤十字の決議等に基づき、国際赤十字の一員として、世界各地での紛争や自然災害等の被災者を救援し、復興支援活動を行うとともに、防災活動や疾病の予防と健康増進に重点を置く中・長期の支援を実施します。活動にあたっては、支援を必要とする人びとや地

域が持つ力（レジリエンス）を尊重し、支援の効果が現地に定着することに重点を置きます。

また、国内では国際人道法の普及と実践に努め、ICRCや連盟等とともに、原子力災害や核兵器問題に対する国際赤十字としての取り組みを積極的に推進し、提言を行っていきます。

主な取り組みは次のとおりです。

- 紛争や自然災害における緊急救援事業の実施と緊急即応体制の強化
- 復興支援事業の実施
- 中長期にわたる開発協力事業の実施
- 国際人道法の普及と実践
- 赤十字・赤新月国際会議等における政策提言の実施
- 原子力災害、核兵器問題への国際赤十字としての取り組みの推進



緊急救援

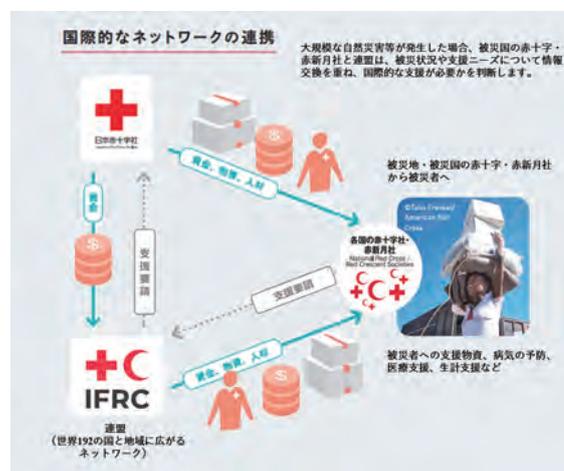
▲救援物資を持って浸水した道路を進むアッサム地方の住民（インド） © インド赤十字社

世界各地では、絶え間なく自然災害や紛争が発生し、日々、人びとのいのちや健康を脅かしています。大規模な災害や紛争が発生すると、何よりもまず、被災者に対する医療や衣食住の支援

といった緊急救援が必要となります。緊急救援は赤十字のもっとも重要な使命の一つであり、支援を必要とする人びとへ迅速にアクセスするため、平時から緊急事態への万全の備えをしています。

1 災害時の緊急救援

自然災害が発生し、その国の対応能力を超えた救援活動が必要と判断される場合、被災国の赤十字社は救援活動を続けながら、国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）に国際的な支援を要請します。連盟は、この要請に基づきニーズ調査を行い、支援計画として「緊急救援アピール」を発表します。各国赤十字社はこれに対し、連盟の調整のもとで資金・物資・救援要員派遣などの支援を行い、被災国赤十字社の救援活動をサポートします。



▲災害時の国際赤十字の連携

1. 救援活動のツール

緊急対応ユニット（ERU : Emergency Response Unit）

ERUとは、大規模な災害等が発生した際に、赤十字の迅速な災害救援活動を可能にするための連盟のツールの1つであり、訓練された人員と災害救援に必要な資機材から構成されるさまざまなユニットの総称です。そのコンセプトは、緊急事態や大規模災害の発生に備え、緊急出動可能な事前に訓練された専門家チームと標準化された資機材をユニットとしてあらかじめ整備しておくというものです。

緊急事態や大規模災害の発生後、連盟の調整のもとERU



▲病院ERU展開訓練（2019年11月実施）の様子 © 日本赤十字社

を活動国で緊急展開する場合、連盟からの出動要請が出されてから48～72時間以内に出動する必要があります。ERUは出動後の当面1カ月間は、他からの支援を得ることなく自己完結型のチームとして活動を行い、最長4カ月間は活動を継続することになります。その間、ERUを派遣する各国赤十字社は人員、経費の両面からERUを維持しますが、活動終了後は連盟の調整のもと、被災国の赤十字社などに資機材や活動が引き継がれます。

大規模災害の救援現場では、各国から多様なERUが集まり、総合的な救援活動が行われます。日本赤十字社（日赤）は、これまでの数々の国内救護、国際救援の経験に基づき、2001年から基礎保健ERU（現：診療所ERU）を整備・保有し、2020年までに計14回、海外で発生した大地

震や洪水被害などに対して出動をしました（人員のみの派遣を含まない）。

2019年、日赤はこれまでの診療所ERUを拡充し、アジアの赤十字社として初めて野外病院を被災地で展開できるERU（通称：病院ERU）の導入・整備を決定しました。病院ERUは世界保健機関（WHO）が定める緊急医療チーム基準（EMTタイプ2）に準拠し、これまで高次の病院に送らざるをえなかったような生命にかかわる重篤な患者にも対応できる手術・入院機能を備え、二次医療の提供を可能にします。患者の受入れは24時間対応とし、外科や内科、産科、救急医療を提供するほか、20床～100床の入院施設を完備します。病院ERUは、2021年の整備完了を目指しており、今後、大規模災害への出動が可能となる予定です。

ERUの種類と機能

病院ERU	大規模手術、入院を含む総合医療
診療所ERU (旧基礎保健ERU)	診療所等を設置しての基本的な医療、母子保健、予防接種等
給水・衛生ERU	生活用水、下水処理、トイレ等の設置
通信ERU	現地での通信環境の整備
ロジスティクスERU	救援物資調達、輸送、航空貨物等取り扱い
救援ERU	受益者登録、救援物資配布等
ベースキャンプERU	各国赤十字社のERU要員向けの宿泊、事務所、キッチン、トイレ等の設置・管理

日本赤十字社からのERUの派遣

年・月	災害名
2001年 1 月	インド地震
2003年 12月	イラン南東部地震
2004年 12月	スマトラ島沖地震・津波
2005年 10月	パキスタン地震
2006年 11月	ケニア洪水
2008年 12月	ジンバブエ コレラ禍
2010年 1 月	ハイチ大地震
2010年 2 月	チリ大地震
2010年 8 月	パキスタン洪水
2010年 11月	ハイチ コレラ禍
2012年 12月	フィリピン南部台風
2013年 11月	フィリピン中部台風（ハイヤン）
2015年 4 月	ネパール地震
2017年 9 月	バングラデシュ南部避難民

緊急対応チーム（Rapid Response Team）

2018年に新たに導入された連盟の緊急対応チーム（Rapid Response Team）は、従前のグローバルなFACT（フィールド調査・調整チーム：Field Assessment and Coordination Team）と地域レベルのRDRT（地域災害対応チーム：Regional Disaster Response Team）の概念を統合したもので、救援分野の専門的知識・スキルや豊富な経験等に基づいて、連盟に事前に登録された各国赤十字社および連盟事務局スタッフ・ボランティアから構成されるチームです。連盟は、災害の規模や種類に応じて、同地域内

もしくはグローバルに緊急対応要員（緊急対応チーム）の派遣を行います。原則として「地域で対応可能なものは地域で、必要に応じてグローバルで」を掲げています。緊急対応要員（緊急対応チーム）は、連盟の要請に基づき、災害発生後48時間以内に現場へ派遣され被災状況やニーズの調査を実施し、国際的な支援要請である緊急救援アピールの根拠となる情報を収集、支援計画の立案をします。また救援に関わる赤十字内外の関係者との調整も大きな役割となっています。

給水・衛生キット（Water and Sanitation Kit）

給水・衛生キットは、中規模の災害における給水・衛生関連活動のツールとして連盟が開発したものです。国際支援が必要とされる災害時の場合でも、ERUが展開されるより早く被災国赤十字社のスタッフやボランティアにより災害対応がで

きるよう、あらかじめ災害多発国に配備されています。同キットには、浄水器や給水タンク、水質検査キット、簡易トイレ用資材、衛生教育用の文房具が含まれています。

日赤は、アジア・大洋州地域の災害多発国へのこれらの資

機材の配備を支援し、さらに配備国の赤十字社のスタッフやボランティアがキットを効果的に運用できるようにするための人材育成を行っています。2011年以降、ネパールやバングラデシュ、インド、ベトナム、東ティモール、フィジー、サモアなどアジア・太平洋地域の広い地域で配備を進めてきました。

バングラデシュやカンボジア、ラオスではキット配備後、実

際の災害現場でキットが活用されています。最近では、2018年、2019年にバングラデシュで大規模な洪水被害が発生した際に、災害時の給水・衛生に関する研修を修了したバングラデシュ赤新月社のボランティアが被災地に派遣され、小型給水キットを使った給水支援や簡易トイレの組み立てなどの救援活動を行いました。

緊急救援物資の備蓄（マレーシア・クアラルンプール倉庫）

連盟は大規模災害発生時に、速やかに被災者のニーズに応えられるよう世界の倉庫拠点に事前に救援物資の備蓄を行っています。

日赤は、アジア・大洋州地域で多発する災害に備えるため、2007年からマレーシア・クアラルンプールの倉庫に救援物資の備蓄を始めました。現在は毛布や衛生用品セット、家屋修繕キットや蚊帳など10品目（1万世帯分）を連盟の協力のもと、保管・運用しています。

災害発生時には、日赤から備蓄物資を被災国赤十字社にいち早く届け、寄贈するなどして役立てています。



▲赤十字からの衛生物資や毛布を手にする子どもたち（シリア）© IFRC

2. 国連機関やNGOとの連携

赤十字は、災害や紛争発生時に、国連機関やNGOとの緊密な連携・調整のもとで活動を展開しています。メディアが発達した今日では、災害発生第一報をきっかけに多くの国の救援隊やNGOが被災地へ駆けつけます。そうしたさまざまな機関の活動が互いに重複したり混乱が生じたりしないよう、調整を図ることが非常に重要です。

クラスターアプローチ

災害発生時は、特定の分野ごとのニーズ調査、優先順位付け、対応計画作成等を各クラスターのリード機関が中心となって取りまとめ、その責任を明確にするとともに、支援の届かないギャップや重複を避ける「クラスターアプローチ」という取り組みがなされます。それぞれのクラスターのリード機関は、栄養や給水・衛生分野はユニセフ（国連児童基金）、

保健サービスはWHO（世界保健機関）、物資輸送はWFP（世界食糧計画）、紛争難民へのシェルターはUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）などが担っています。クラスターアプローチは国ごとに導入され、クラスターリード機関も国ごとの状況に従って柔軟に定められます。

連盟はこれまでの自然災害の被災地での経験を買われ、国連からの要請を受けて自然災害時のシェルター分野（被災者の住居や生活用品などの支援）での主導機関として、その実績と世界的なネットワークを生かしています。

平時における他団体とのパートナーシップ

日赤は、国内外で発生する紛争や災害時に、NGO、経済界、行政が対等なパートナーシップのもとで協力・連携して緊急援助をより効率的かつ迅速に行うために組織された「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」に参画し、平時から他団体との情報共有や連携の強化を図っています。

救援活動における国際的な基準策定への動き

救援に関わる機関やNGOの増加にともない、救援の費用対効果や基本的人権の確保といった視点からも、救援活動の内容について一定の国際基準が求められるようになりました。

1994年には、主要なNGOと赤十字が協力して作成した「国際赤十字・赤新月運動および災害救援を行う非政府組織（NGO）のための行動規範」（通称：Code of Conduct）という人道援

助（救援活動）に関する倫理規程が採択され、2020年現在、870以上の国や団体が加盟しています。また、1999年に始動した「スフィア・プロジェクト」（現：スフィア）により、食糧援助や難民キャンプ設営など、より具体的な技術面についての「人道憲章と人道支援における最低基準」が設定されました。

2 紛争時の緊急救援

1. ICRCの紛争時の緊急救援

赤十字の誕生以来、その活動の中心となってきたのは、武力紛争（紛争）における犠牲者への支援であり、紛争地における赤十字の活動を主に担っているのが赤十字国際委員会（ICRC）です。ICRCは、現在紛争が続いている国や地域、また難民や国内避難民が発生している各地に代表部を置いており、その国やその国の赤十字社、連盟、周辺地域の赤十字社と協力しながら、紛争犠牲者の支援にあたっています。

紛争地におけるICRCの主な使命は、

- 紛争犠牲者の保護と支援
- 離散家族の連絡回復・再会支援（家族をつなぐ赤十字通信の配達、追跡調査等）
- 捕虜、被拘束者訪問
- 国際人道法の普及と実践

等であり、具体的な活動としては、①保護活動、②支援活動、③予防活動、④赤十字間の連携の4つに分類されます。

保護活動

敵に捕らえられた兵士や文民は、敵から非人道的な扱いを受ける可能性があるため、ICRCはこのような人びとが人道的な取り扱いを受けることを確保するために、捕虜や被拘束者を訪問します。その際、ICRCの職員は立会人なしに拘束状況を調べ、改善が必要な場合には、外部に公表することなく拘束している当局に働きかけます。ICRCがこの活動を行う権限は、国際人道法によって与えられています。2019年の1年間に、1,274カ所の刑務所や収容施設において、ICRCの職員が102万7,362人の被拘束者を訪問しました。

またICRCは、国際人道法で謳われている人びとの家族の安否を知る権利や離散家族が再会する権利を守るため、紛争において離ればなれになった家族の絆を回復する離散家族支援活動も行っています。国際赤十字のネットワークを駆使したICRCの活動により、2019年には14万1,590通の赤十字通信が紛争や騒乱などにより離ればなれになった家族に届けられたほか、電話やテレビ電話による家族同士の連絡の仲介も141万8,395件に上りました。（※離散家族支援については、P.30参照）

支援活動

ICRCは紛争で被害を受けた一般市民や、紛争で傷ついた兵士に対して救援活動を行います。紛争現場では迅

速な対応が必要となるため、ICRCは世界各地に人と物資の輸送体制を整えて有事に備えています。敵味方の区別をせずに支援を行う公平で中立、かつ独立した国際組織として、救援物資の配付、医療・保健サービス、水へのアクセス、持続可能な生計を保障するための支援などを提供します。

予防活動

ICRCは紛争が発生してからだけではなく、平時においても、いざ紛争が起きたときに被害が最小限にとどまるよう、予防活動も行っています。具体的には、戦争におけるルールである国際人道法の順守を確保するための軍や当局への働きかけや、地雷や不発弾などが紛争後に一般市民にもたらす不用の苦痛を軽減するための啓発活動などを行っています。（※国際人道法については、P.28参照）

赤十字間の連携

紛争地域での救援活動はICRCが主導することが多く、他の機関と連携して活動する場合には、主導機関として協力機関の支援や各種調整にあたります。また国際人道法や国際赤十字・赤新月運動の基本原則の普及、保健医療の提供、離散家族などの情報交換においても緊密な連携が取られます。

2. 紛争や暴力で苦しむ人びとへの日本赤十字社の支援

日赤は、長引く紛争や暴力により、政治や治安情勢が不安定なために被災者へのアクセスが困難な国や地域で苦しんでいる人びとに対しても、赤十字の原則に基づいた支援を行うことが重要であると考えています。

中東人道危機に伴う難民・避難民への支援活動

2011年に始まったシリアの紛争をきっかけに、長期化する中東地域の人道危機に対し、日赤は国際赤十字の一員として、2015年にレバノンの首都ベイルートに日赤中東地域代表部を開設し、自らの中東人道危機にかかる支援計画に基づいて、シリア国内、レバノン、パレスチナ、ヨルダンなどでの難民・避難民支援を継続して実施しています。インフラの整わない環境で不自由な避難生活を続けるシリア難民に対して、レバノンではレバノン赤十字社と協力して2015年から継続して水・衛生管理事業に取り組み、難民居住区での安全な飲み水の確保や排水整備を行っています。2019年は、シリア難民100世帯に対して、安全な飲み水等を確保するための水タンクの設置やセラミック・フィルター等の配付、簡易



▲衛生環境が整っていないシリア難民居住区（レバノン）© 日本赤十字社

トイレの設置やソーラー・ランタン等の配付、排水管理のための整備を行いました。また2018年にはレバノン赤十字社との防災・減災事業を新たに開始し、シリア難民とレバノンの子どもたちが通うレバノンの公立学校での教育環境の改善や衛生教育を行ってきました。2019年は、3つの公立学校のトイレや手洗い場の改修を行うとともに、地元の行政からの依頼のもと200世帯が利用する村の上水道の水質改善のための整備を行いました。

さらに2018年4月からは、70年以上の難民生活を送るレバノンのパレスチナ難民がよりよい医療サービスを受けられることを目的に、国内外の活動で経験豊富な日赤の医師・看護師等を現地に派遣し、パレスチナ赤新月社レバノン支部の運営する5つの病院で働く医療スタッフへの医療技術支援を行う事業を開始しました。2019年10月からはパレスチナ暫定自治区のガザ地区にある同赤新月社の病院への医療技術支援も開始し、レバノンとガザ地区の2拠点において日本の医師・看護師が、現地の医療スタッフと共に長年の紛争や難民問題で多くの課題や制限を抱えた各病院での医療体制やサービスの改善に取り組んでいます。その他、シリア国内やイラク、イエメンなどでは、連盟やICRCへの資金援助を通じて、現地赤十字社が行う被災者支援の活動を支援しています。2020年、新型コロナウイルス感染症は中東地域でも猛威を振るい、各国・地域の社会経済や医療体制に大きな影響を与えています。8月にはレバノンの首都ベイルートにて大規模な爆発災害が起こり、6,700人以上が死傷、30万人以上が家を失う甚大な被害となりました。日赤は、連盟の緊急救援アピールに対して迅速に資金援助を行い、日本国内の広報活動で現場の声を紹介するとともに支援の必要性を訴えるなど、レバノン赤十字社の被災者救援活動を支援しました。混迷が続く中東地域で、支援を求める現地の人びとに寄り添った適切な支援をこれからも実施していきます。

バングラデシュ南部避難民への支援活動

2017年8月にミャンマーのラカイン州で発生した暴力行為により、バングラデシュへの避難民（※）の大量流入が起こ



▲シリア国内で暮らす人びとへの生計支援の様子（シリア）© シリア赤新月社



▲ベイルート爆発の被災者へのこころのケア（レバノン）© レバノン赤十字社

り、2020年10月においても86万人以上がバングラデシュ南部の避難民キャンプで過酷な生活を送っています。（※国際赤十字では、政治的・民族的背景および避難されている方々の多様性に配慮し、「ロヒンギヤ」という表現を使用しないこととしています。）

日赤は、2017年9月から約7カ月間に及ぶ緊急医療チームと診療所ERUを出勤させての緊急支援に続き、2018年5月からは、避難民と地元コミュニティの人びとのレジリエンスの強化を目的に、バングラデシュ赤新月社とともに避難民キャンプでの診療活動や母子保健活動、地域保健活動、そしてこころのケア（心理社会的支援）活動を行っています。バングラデシュ赤新月社が主体となって保健医療サービスを提供し続けられるように、日赤から看護師や医師の派遣を行い、現地の医療スタッフの指導・育成を行うとともに、避難民自らがいのちと健康を守るための保健衛生向上活動の担い手となれるよう、避難民ボランティアの育成に力を入れています。2020年には、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響を受け、日本からの職員派遣が一時見合され、現地スタッフとバングラデシュ赤新月社スタッフ・避難民ボランティアのみでの活動となっていますが、感染予防に努めながら、日々、診療および地域保健活動を継続しています。

日赤の支援を通じてこれまでに診療した患者数はのべ9万5,000人以上となり、避難民ボランティアによる健康や病気の予防に関する地域コミュニティでの啓発活動は1万回以上、



▲地元看護師に医薬品について説明する日赤看護師（バングラデシュ）
© 日本赤十字社



▲患者の処置について地元看護師にアドバイスする日赤看護師（バングラデシュ）
© IFRC

その参加者はのべ6万8,000人に上ります（2020年9月末時点）。さらに避難民ボランティアによる家庭訪問ものべ8万7,000回を超えています。特に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外部からの情報が届きにくく人びとの識字率が低い避難民キャンプにおいては、新型コロナウイルスや治療・予防についての正しい情報を分かりやすく伝えるために、避

難民ボランティアの果たす役割はより重要になっています。日赤は、アジアの主要な赤十字社の一つとして、引き続きバングラデシュ赤新月社、避難民ボランティアおよび地域コミュニティの人びととともに、支援事業を通してより良い地域づくり、人びとの健康づくりを考えていきます。

ベイルート爆発災害に思いを馳せて

山田 圭吾 大阪赤十字病院 医師

日赤が医療技術支援をしているパレスチナ赤新月社ハイファ病院は、レバノンの首都ベイルート南部のパレスチナ難民キャンプ内に位置する病院です。私はハイファ病院に2018年7月～11月まで派遣され、現地の医師や看護師に医療技術の指導を行いました。

2020年8月4日（現地時間）、突如発生したベイルートでの大爆発は、死者200人以上、負傷者6,500人以上という大規模なものでした。ハイファ病院はそもそもレバノンのパレスチナ難民向けの医療施設なのですが、今回の爆発災害ではレバノン人、パレスチナ人を問わず多くの負傷者が病院に運び込まれました。このような爆発災害は多数傷病者事故（Mass Casualty Incident：MCI）と呼ばれ、病院の限られたマンパワーと医療資源で最大限の患者さんを救助しなければいけません。ハイファ病院では日赤の支援で私がいる間にもMCI対応の指導や訓練にも取り組んでいましたが、実際にこのような状況を経験するのは初めてでした。

アラブの人びとは団結意識が高く、実際の搬入患者さん以外にも多くの家族や隣人らが病院に詰めかけ、混乱した院内の様子が想像できます。さらに現地の医療物資は本当に乏しく、通常の彼らの診療体制を考えると、この対応は相当に困難だったはずですが。ハイファ病院はそれでも、今回の爆発直後に55人もの負傷者を受け入れました。そこで、日赤の医療チームが指導してくれたノウハウが役に立ったとの報告も受けました。現場にいられないとい

現場からの声

うもどかしさを感じていましたが、このような現地からの声を聞いてほっとしたと同時に、今回出た反省点や課題は、今後の支援に生かしていきたいと思っています。

「現地の人びとの立場に立って、本当に必要とされるサポートを」という日赤の医療支援が、この困難を乗り越える一助となること、そしてベイルートが一日でも早く復興することを願っています。

（赤十字NEWS 2020年10月号より抜粋）



▲検査機器を使った診療の仕方を指導する山田医師（レバノン）© 日本赤十字社



▲地震に強い住宅を建設する地元の大工（ネパール）© IFRC

復興支援

大規模な災害が発生すると、損壊した住居・病院・学校などの再建、給水・衛生環境の改善、生計手段の回復など、復興には長い時間を要します。緊急救援の段階が終了した後も、被災者が健康で安全な暮らしと尊厳を取り戻し、よ

り良い地域社会を作るための継続的な支援が必要です。赤十字では、被災国の政府等との連携や国際赤十字内での調整を通じて、多岐にわたる復興支援事業を行っています。

1 赤十字の復興支援

災害や紛争で被災した人びとの健康と尊厳を守ること、それが赤十字の復興支援の目的です。地域の人びとが自ら立ち上がり、安全で自立した生活を取り戻せるよう、被災した地域の人びととともに復興計画を策定し事業を進めていきます。

例えば、損壊した住宅を再建する事業では、建築資材を購入するための補助金を支給するだけにとどまりません。被災者に対し、自らの力で住宅再建できるよう、地震に強い建築知識の普及や、電気や配管に関する職業訓練を通じた生計手段の獲得を目指すなど、地域全体の復興に資する支援を行っています。

また、被害の復旧だけではなく、次の災害に備える活動も行っています。人びとや地域に本来備わる「回復力／自ら立ち上がる力（レジリエンス）」の強化を目指し、地域での防災の取り組みを促す啓発活動、災害発生時に必要な物資の備蓄やボランティアの育成などを行います。赤十字は、災害発生後すぐに対応が必要とされる緊急救援、安全な暮らしを取り戻すための復興支援、そして次の災害に備える開発協力までを継続して実施しています。（連盟によるレジリエンスの定義はP.21 参照）

2 日本赤十字社の復興支援

ネパール地震復興支援事業

2015年4月25日、ネパールにおいてマグニチュード7.8の地震が発生しました。死者8,856人、負傷者2万2,309人、被災者は560万人に達し、約60万戸の家屋が全壊するという甚大な被害が生じました。日本赤十字社（日赤）は、最も被害が大きかった地域のひとつであるシンドパルチョーク郡に約3か月間、緊急対応ユニット（ERU）を派遣し、緊急救援活動に従事しました。その後、被災地域と被災者の生活を立て直すため、首都カトマンズに日赤ネパール現地代表部を設置し、ネパール赤十字社と共に、①住宅の再建、②診療所の再建、③水と衛生設備の整備、④生計支援など

の復興支援事業に取り組んできました。

山間部での活動は多くの困難を伴いましたが、5年間に及ぶ復興支援事業も活動の大部分を完了し、被災地の復興、生活再建に大きく貢献しています。日赤は、今後も、地域の防災力を高める活動支援を続けていきます。

主な活動	活動の成果（2020年3月現在）
住宅の再建・修復支援	1,676世帯
診療所の再建	14棟を再建、9万2,258人が診療所を利用。708人の赤ちゃんが誕生。
水道施設の復旧	20カ所の修繕、824世帯
収入向上支援	413世帯



▲完成した新居と水道に喜ぶ被災者（ネパール） © 日本赤十字社



▲日赤の支援によって再建された診療所（ネパール） © 日本赤十字社

フィリピン中部台風復興支援事業

2013年11月、フィリピン中部を直撃した台風「ハイエン」は、広範囲に壊滅的な被害をもたらしました。猛烈な暴風雨や高潮により、死者・行方不明者は7,361人、被災者は人口の約16%にあたる1,600万人にも上りました。日赤は、発災後から約3カ月間、緊急対応ユニット（ERU）を派遣。救援活動の終了後も、フィリピン赤十字社と協働して、セブ島北部とレイテ島で復興支援を継続しました。全壊世帯への住居建設、現金支給や職業訓練の提供、保健所の整備や学校設備の再建・修復など、被災者の生活再建のための多岐にわたる支援を行いました。

より災害に強い地域づくりを目指して、2017年からは、保

健衛生事業や防災・減災事業、また災害時における看護師の適切な対応を定めた指導教本の作成など、復興支援開始直後の生活再建事業から地域の人びとが自ら災害に備える力を養う事業へと形を変えています。

7年にわたる本復興支援事業も活動の大部分を終え、2021年に完了する予定です。今後は、地域の人びとの手によって、将来の災害リスクを減らすための取り組みが続けられます。

主な活動	活動の成果（2020年3月現在）
住宅の再建・修復支援	1,648世帯
学校設備の再建・修復支援	7校のトイレ、手洗い場を修繕。 学校の96教室を再建・修復。
村保健所の整備	7カ所
生計支援	742世帯に条件付き交付金と技術支援を実施。 50人に対し、職業訓練を実施。



▲被災者も参加して仮設住宅建設の資材運び（フィリピン） © 日本赤十字社

受益者の声

ジェット・ワイバさん（ネパール）

私は大工職人で、震災前は20年以上にわたり、近所の家を訪ね歩き、注文を取っては家具を作って日銭を稼ぐ暮らしを続けていました。震災で何もかも失い、一大決心をして自分の家具工場を作ろうと借金をしました。その後、赤十字の収入向上支援を受けられることが決まり、支給された支援金（約4万円）で早速、工場を完成させて家具を作り始めました。ありがたいことに、多くの家の住宅再建にあわせて家具の注文が舞い込み、私の収入も安定してきました。おかげで借金も返すことができましたし、家族も養うことができるようになりました。一番助けが必要だったときに赤十字が私を支えてくれたのです。



▲支援を受けた工場で家具作りに励むジェットさん © 日本赤十字社



▲谷底の水汲み場から水を運ぶのは子どもたちの日課（ルワンダ） © Atsushi Shibuya / 日本赤十字社

開発協力

2015年、193の国連加盟国全てが「誰一人取り残さない - No one will be left behind」を理念に掲げ、『持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）のための2030アジェンダ』を採択しました。しかし現在も、世界には1億3,400万人もの人びとが何らかの人道支援を必要としており、そのうち約3割の人びとが支援を受けられていないことが指摘されています（国際赤十字・赤新月社連盟「世界災害報告2018」）。とりわけ気候変動の影響や社会のグローバル化に伴い、より広域での自然災害や感染症のリスクが高まっています。また、依然として基礎的な保健医療サービ

スを受けることができずにいのちを落とす人が後を絶ちません。

人びとのいのちと健康を守る「人道支援」のニーズが世界中で高まっている今、緊急時の迅速な支援の一方で、人道支援ニーズそのものを軽減するため、地域の力を高める長期的な取り組みがこれまで以上に求められています。災害や貧困などの人びとの生活を脅かす根本的な要因に目を向け、危機的な状況に対処するために日ごろから備えること。「人道支援」が必要とされる状況を少しでも改善すべく、世界中の赤十字社は人びとに寄り添い、“誰一人取り残さない”ための取り組みを日々続けています。

人道支援ニーズの軽減に向けた取り組み

鍵となるのは、「自ら立ち上がる力（レジリエンス）」

赤十字は、本来誰もが「自ら立ち上がる力（レジリエンス）」を持っていると考えます。その力が高ければ高いほど、自身の力でリスクを予見し、危機に対応し、回復し、さらに前進

すること（Build Back Better and Safer）が可能です。赤十字の開発協力は、人びとあるいは地域社会が元来備えている「レジリエンス」、とりわけ「地域の力（コミュニティ・レジリエンス）」を高めることを目指します。

「レジリエンス」とは

国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）は、「レジリエンス」を次のように定義しています。

『繰り返し、あるいは長期にわたって発生する災害や危機的状況、社会・経済的変動、自らの潜在的な脆弱性などを予測するとともに、可能であれば未然に防ぎ、そのインパクトを軽減させ、

適切に対処・対応し、そして長期的な見通しをもって逆境から立ち上がる能力のことである。』

つまり「レジリエンス」とは、困難に直面した際に即座に対応するだけでなく、そうした出来事に自らを順応させ、立ち上がり、さらには前進するすべての過程を意味します。

それでは、どのような地域社会であれば、こうした力（レジリエンス）を備えているといえるのでしょうか。連盟は、「逆

境を跳ね返す力のある地域社会」を、6つの特徴により表現しています。

〈逆境を跳ね返す力のある地域社会の6つの特徴〉



地域社会自らが自分たちのリスクを理解している。また、地域住民が健康的な生活を送ることができ、人びとの基本的ニーズが満たされている



地域社会が密接に関わり、団結している



経済的な機会が提供されている



治安がよく、インフラやサービスが行き届いている



地域の自然資産がきちんと管理されている



外部とのつながりを有している

逆境に負けない地域社会の構築に向けて

逆境に負けない力強い地域社会の構築を目指し、日本赤十字社（日赤）は、現地の赤十字社とともに、これらの特徴一つ一つの強化・改善に向けたさまざまな活動を展開しています。地域社会が、彼らを取り巻く潜在的なリスクを理解していること。課題解決のために、本来地域に備わっている知識・経験・能力を引き出すこと。課題解決に貢献する人材を育てること。一見遠回りで時間を要するプロセスですが、外部から持ち込まれる一時的な解決策ではなく、地域住民が主体となって取り組む課題への理解を深め、行動変容を促すことで、持続的な解決策を見出し、ゆくゆくは支援に頼る必要のない未来を目指します。

また、地域社会の多様性に目を向けることも非常に重要です。とりわけ、女性や高齢者、障がいとともに生きる人びと、移民・難民といった人びとの声にも耳を傾けるよう促します。

こうした課題は、日本の国内においても、海外においても共通します。日赤は、国内の災害対策や防災教育、救急法の普及などで培ったノウハウを開発協力事業に反映し、また、国際赤十字の取り組みを国内事業に生かすことで、国内事業と国際事業の融合を目指しています。

現地で出会ったレジリエンス

高橋 郁弥 福島県支部 事業推進課

日赤が国際活動を行う際の財源は、NHK海外たすけあいキャンペーンなどによるご寄付です。私は2019年9月、お預かりし



▲木材を伐採せず、小枝等から生成したバイオマス燃料を使用して火起こしする様子 © Atsushi Shibuya / 日本赤十字社



たご寄付の行方を追って、日赤の支援でルワンダ赤十字社が新たに開始する事業の対象地域を訪問しました。

ルワンダの農村部に暮らす人びとの日常は日本と大きく異なり、私は衝撃を受けました。20kg近いポリタンクを水場から自宅まで運ぶ子どもは、学校に通う時間がありません。大雨が降ると地滑りがおきる土地では、安定した収穫は得られません。この他にも栄養失調やトイレの不足など、多くの課題を目の当たりにし、支援の必要性を痛感させられました。

一方で印象に残ったのは、人びとの笑顔です。テレビがなくてもラジオやモバイルシネマを楽しみにする人びと。ボールがなくても紙やビニール袋を丸めて遊ぶ子どもたち。お金が十分になくても菜園や家畜を共同で維持、管理する住民たち。過酷な生活環境の中、助け合いながら笑顔で暮らす現地の人びとのたくましさに“生きる力”、誰もが本来持っている“レジリエンス”の原点を教わりました。

2 日本赤十字社の開発協力

日赤の開発協力事業は、レジリエンスの強化を目的として、世界で最も自然災害が発生しやすく被害が大きいアジア・大洋州地域と、気候変動の影響や貧困など、複合的な課題を抱えるアフリカ地域を重点地域とし、各国赤十字社とともに、「逆境に負けない地域づくり」を支援しています。

ルワンダ気候変動等レジリエンス強化事業

ルワンダは1990年代の内戦が終結して以降、急速な経済発展を遂げており、「アフリカの奇跡」と呼ばれています。一方で、人口の8割が暮らす農村部では、高い貧困率、社会インフラの未整備による安全な飲料水やトイレの不足、感染症、そして気候変動の影響による自然災害といった複合的な人道課題に直面しており、首都キガリとの著しい経済格差が生じています。

日赤は2019年、ルワンダ赤十字社と連携して、災害や貧困の問題に直面する人びとへの支援事業をルワンダ南部、ギサガラ郡にて開始しました。本事業では、さまざまな地域の課題に対し、住民が主体となって取り組む「モデルビレッジアプローチ」という手法を用いて、現在抱える課題に適切に対応し、また将来起こりうる問題にも備える“レジリエンス”を高めるための活動を実施しています。

たとえば、活動の一つは、水・衛生環境の改善です。村の山頂に貯水タンクを設置し、低地に暮らす人びとが衛生的



▲ボランティアが地域住民に肥料の作り方を指導する様子 © ルワンダ赤十字社

な水を安定して利用できるよう整備します。そして、これまで1日に何度も水汲みに行かなければならなかった子どもたちが学校に通えることを目指します。また、森林伐採を必要としない枯れ枝等を用いた固形燃料づくりは、環境保全だけでなく、健康被害として報告される気管支疾患の改善や燃焼効率の良い固形燃料の販売を通じた生計向上にも貢献します。その他、気候変動や自然災害の影響を考慮した農業の多様化や家畜の提供などの生計支援、村人たちが身近に実践することのできる栄養改善講習会などの活動を通じて、慢性的な貧困や栄養不足の改善にも取り組みます。

1万2,000キロの空気感：ルワンダとのリモートワーク

吉田 拓 日本赤十字社ルワンダ代表部 首席代表

ルワンダの人びとは、とても慎重深く、相手の気持ちを推し量る振る舞いなど、日本と近い文化を感じます。赴任した当初は、言葉がわからなくても昼食を共にしたり、ルワンダ赤十字社内の日赤事務所を明るく雰囲気したりと、人間関係の構築に努めました。

ようやく軌道に乗ってきたと思われた矢先、2020年3月、ルワンダで初めての新型コロナウイルス感染者が確認され、ルワンダ政府は空港の封鎖を決定。心残りでしたが緊急帰国しました。

帰国直後は、ルワンダに戻る見通しが立たない中で、遠隔での現地との関わり方に強い不安を覚えていました。現地にいても掴みづらい距離感を、1万2,000キロも離れた場所からどれほど知り得るだろうと。しかし、最も弱い立場にいる人たちを救うという赤十字の原点に立ち返り、現在は離れた場所から現地スタッフや村の人びとの気持ちに寄り添う方法を模索しています。無機質になりがちなメールの文面やオンライン会議でのデジタルなやりとりで相手の感情を想像し、こまめに感謝の言葉を伝えることで、「人間味」を大切にしています。



現地ではプロジェクトが着実に進んでおり、地域ボランティアが住民の自立を助けるために学び成長している様子を、事業スタッフが嬉しそうに報告してくれます。ルワンダに戻る日を夢見て、現地にいた頃以上にルワンダの仲間を大切に思い、事業に取り組んでいます。



▲農村地域における収入向上のための研修を受ける地域ボランティア © ルワンダ赤十字社

インドネシア防災強化事業

インドネシアは、アジアの中でも自然災害が多い国の一つです。過去20年間の自然災害における同国の死者数は18万8,000人と、東日本大震災を含む日本の同期間の災害死者数の約7倍に上ります。加えて、災害への備えの脆弱さ、被災地への困難なアクセス、公共インフラ整備の遅れなどの問題が指摘されています。

日赤は、インドネシア赤十字社の防災事業を継続的に支援しており、最近では2016年から4年間、スマトラ島ベンクル州で防災ボランティアの育成や自主防災組織を通じた防



▲避難所や避難経路を示す看板を設置する防災ボランティア（インドネシア）© インドネシア赤十字社

災訓練など住民主体の防災強化事業を支援しました。事業地では、住民の避難誘導や救援物資の配布、避難所の立ち上げと管理など、育成されたボランティアが救援活動の最前線で活躍したほか、ある村では事業前後の比較において、災害時の避難場所認知率が58%から96%に、防災バッグを備える家庭の割合が1%から42%に上昇するなど、確かな成果が確認されています。

これらの成果や学びを基に、日赤は2020年9月から、巨大地震が想定されるジャワ島南部地域において、学校と家庭を対象とした新たな防災事業を開始しています。



▲学校での防災訓練の様子（インドネシア）© インドネシア赤十字社

アジア・大洋州地域救急法普及支援事業

アジア・大洋州地域は、世界的に見ても自然災害の多発地域であるとともに、急速な発展による交通量の増加に伴い交通事故が深刻化しています。インフラや救急医療システムが発展途上であるこの地域では、災害や事故による傷病の予防に努めるとともに、けが人や急病人を救うために、市民による救急法の実践が重要となります。

日赤では、2004年から東ティモール赤十字社、2019年からラオス赤十字社の救急法普及事業を実施し、救急法指導者を派遣する等、活動基盤の強化を支えています。



▲現地の研修会で一次救命処置を紹介する日赤救急法指導員（東ティモール）© 日本赤十字社

世界で最も古い開発協力基金



1912年、昭憲皇太后（明治天皇の皇后）が赤十字の平時の活動を奨励するために10万円（現在の3億5,000万円相当）を国際赤十字に寄贈され、それをもとに「昭憲皇太后基金」が創設されました。当時の赤十字は戦時救護を中心に活動していたため、災害救護や開発協力といった平時の人道支援を目的とした国際基金を創設することは極めて画期的なことでした。現在でも毎年、この基金の原資から得られる利子が災害・感染症などに苦しむ人びとの支援、福祉の増進、防災などの活動に役立てられています。

これまでの配分総額は、1921年から2020年までで合計約16億2,840万円、配分先は170カ国・地域に上りました。2020年は、イラクやウガンダ等の14の赤十字社に対して、総額約4,400万円が配分されました。

◀第9回（1930年）配分のハンガリー赤十字社看護教育（出展「日本から世界へ思いやりの100年」）



▲世界各国のユースメンバーたち © 日本赤十字社

日本赤十字社の特色ある国際活動

1

青少年赤十字

青少年赤十字は、将来を担う青少年が赤十字運動への参加を通して世界の平和と人類の福祉に貢献できる人材となることを目的に、1922年に誕生した事業です。現在、世界の多くの赤十字社でさまざまな活動を行っています。

日本赤十字社（日赤）では「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」が青少年赤十字活動の実践目標に掲げられ、現在、1万4,000以上の幼稚園、保育所、小・中・高等学校、特別支援学校で、約350万人が青少年赤十字メンバーとして活動しています。

また「国際理解・親善」の一環として、世界各国で赤十字の活動に参加している青少年赤十字メンバーとの交流活動や、青少年赤十字活動資金（1円玉募金）による支援活動などを行っています。

大洋州地域で赤十字の活動に参加している青少年を日本に招聘し、日本の高校生メンバーと互いの活動を共有し、将来を担う青少年の役割についてディスカッションをしています。2020年度の集会は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、11月に本集会史上初めてオンラインで開催しました。日本国内は41都道府県支部から、海外は17の姉妹社から、総勢500人を超えるメンバーやボランティアが参加し、交流や議論を深め、コロナ禍において自分たちは何をすべきかを考えました。

また日赤各都道府県支部でも、アジア・大洋州を中心とした赤十字社と、青少年赤十字メンバー同士の国際交流が進められており、招聘または訪問を行うことで友好を深めています。

さらに、海外赤十字社が主催するユースキャンプや国際会議などにも、日本の青少年赤十字メンバーを積極的に派遣しています。

海外赤十字社との国際交流

日赤本社が隔年で開催している国際交流集会では、アジア・



▲2020年の国際交流集会の様子 © 日本赤十字社

青少年赤十字海外支援事業

青少年赤十字では、「子どもたちが自分たちのお小遣いの中から出せる金額で奉仕をしよう」という目的で、「青少年赤十字活動資金（1円玉募金）」を活用した支援事業を実施しています。

日赤は2015年12月まで、青少年赤十字教育等支援事業（International Friendship Project; IFP）としてバングラデシュ、モンゴル、ネパールの3カ国に支援を行っていましたが、2017年4月からはネパール、バヌアツに対する青少年赤十字海外支援事業（International Youth Cooperation Project; IYCP）が始まりました。

ネパールでは、「持続可能な水と衛生プログラム」と題して、



▲子どもたちへの衛生教育（ネパール）© 日本赤十字社

子どもたちが衛生的な行動を身につける知識と技術を得て、家庭やコミュニティに普及することを目指した支援を実施しています。ネパールの青少年赤十字メンバーは衛生イベントやトレーニングを通して知識と技術を身につけ、自発的に学校のトイレや水道場の清掃活動を行っています。

2 ユースネットワーク

世界の赤十字ボランティアの半数以上を占めるユースの活動を支援し、積極的に各赤十字社の意思決定や組織運営に関与させることは、赤十字運動を発展させる上で各赤十字社の組織強化の重要な要素であり、コミュニティのレジリエンスにつながります。

日赤では、ユースの優良活動事例や意見を国際的な議論の場に反映させ、国内のユース活動の活性化を図るため、さまざまな国際会議等へのユースの参加を積極的に支援しています。

東アジアユースネットワーク（EAYN: East Asia Youth Network）は、東アジア地域のユースが結集して各国赤十字社共通の人道課題に共に取り組むことで、ユースがコミュニティに前向きな変化をもたらすことを目指して創設されたプラットフォームです。日赤からユースボランティア2人がネットワークに

また、バヌアツでは、「学校における防災減災プログラム」と題して、防災減災カリキュラムを効果的に作成・普及することを目的とした支援を実施しています。日赤の作成した冊子「青少年赤十字防災教育プログラム まるいのち ひろめるほうさい」を参考に、防災減災についての教材を作成し、学校で効果的に防災についての知識を子どもたちに広げることが目的としています。

この1円玉募金の支援の特徴は、日本の青少年赤十字メンバーが集めた募金を、その国の学校の教師や地域住民、行政などが本当に必要な形で活用できる点です。また、この支援事業は学校教育を通じた支援となるので、子どもたちが活動の中心になり、主体的な担い手として事業に貢献することができます。

日本の青少年赤十字メンバーにとって本事業に募金という形で関与することは、海外の同世代が抱えるさまざまな問題に関心を寄せるきっかけとなり、自らがなすべきことに「気づき、考え、実行する」過程において国際理解・親善を深める教育的効果が期待されます。

登録し、東アジア地域のユースとともに、各国赤十字社が直面する課題などについて協議し、活動計画を策定します。

東アジアユースネットワークのメンバーである田中友美乃さんは「同じ東アジア地域のユースと具体的な活動計画を策定するプロセスは、若い世代にとって非常に刺激的で貴重な経験になります。地域の課題にアプローチしていくための活動計画を実現させるには、ユースのリーダーシップを生かした上で、会議参加者だけでなく、できるだけ多くのボランティアや職員と協力して取り組むことが必要です」と、各国赤十字社でユースを巻き込んだ活動推進の重要性を訴えています。

今後も、地域共通の課題に取り組むため、コミュニティの変革の担い手であるユースのサポートに取り組んでいきます。

3 血液事業—アジア各国における安全な血液の確保のために

海外血液事業研修生の受入れ

医療技術が進歩した今日でも、血液を人工的に造り出すことはできず、安全な血液を安定的に供給するためには献血制度の整備と促進が不可欠です。各国赤十字社の血液事業との関わりは各国の歴史的背景、文化、医療制度などに応じてさまざまであり、抱えている問題は国それぞれで異なります。しかし、各国の血液事業は「安全な血液の確保」という共通の課題を有していることから、各国の血液事業の発展に寄与するため、日赤は1978年から主にアジア・太平洋地域の赤十字社を対象に



▲アジア地域からの海外血液事業研修生 © 日本赤十字社

血液事業研修生の受け入れを開始しました。2020年までに22カ国・地域から439人に対して研修を実施し、日本の血液事業の技術や知識を共有してきました。アジア地域の血液事業を担う幹部職員の中には、かつて日本で研修を受けた職員も多く、40年以上継続されてきた本研修プログラムは各国の血液事業の発展と同地域のネットワーク形成に役立っています。

アジア地域赤十字・赤新月血液事業シンポジウムの開催

安全な血液の確保やエイズ、肝炎、その他輸血感染症の克服という、アジア各国の血液事業における共通の課題に対して、アジア地域内における協力体制を一層強化し、各国の血液事業の着実な発展に寄与することを目的として、日赤とタイ赤十字社（タイ赤）は、国際赤十字・赤新月社連盟と国際輸血学会の後援を得て、1995年から3年に1回を原則としてタイおよび日本でシンポジウムを開催しました。2017年10月にも「安全な血液の安定供給」をテーマに第8回シンポジウムをタイで開催しました。



▲バンコクに集ったアジア地域の血液事業代表者たち © 日本赤十字社

シンポジウムでは、特に技術的側面に焦点をあてながら、血液事業に関わる各国の代表者が情報の交換を通して、各国の経験をわかち合っています。2014年には、シンポジウムがアジア地域の輸血医療や技術、特に教育的側面で貢献したと認められ、国際輸血学会から日赤とタイ赤に対して国際輸血学会賞が贈られました。

4 在サハリン「韓国人」支援事業

戦前・戦中を通じて、約29万人の日本人と約4万3,000人の朝鮮半島出身者がサハリン（ロシア東部の島）に渡って生活していました。サハリンに渡った人びとのうち、日本人のほとんどは1946年末に米・ソ間で締結された「ソ連地区引き揚げに関する米ソ協定」によって日本に引き揚げることができたのに対し、「韓国人」は故郷への帰還が認められず、サハリンに残留することを余儀なくされました。

1989年、日本政府は在サハリン「韓国人」の支援を決定し、その支援事業を運営する組織として、日本と韓国の両赤十字社からなる「在サハリン韓国人支援共同事業体」が発足しました。以来30年間、共同事業体は韓国への一時的な帰国や永住帰国等を支援してきました。

一時帰国支援



▲母国への一時的帰国を果たす「韓国人」 © 大韓赤十字社

在韓親族との再会実現等のため、サハリン（2003年からはロシア本土、カザフスタン等の国も含む）から韓国へ約1週間の母国訪問を支援しています。1989年から2020年3月までに、延べ1万7,404人が韓国への一時帰国を果たしました。

永住帰国支援

1995年度から本格的に永住帰国支援が開始され、これまでに3,770人が韓国への永住帰国を果たしました。永住帰国者の受け入れ施設として、1999年度には韓国仁川市に療養院が、2000年度には安山市に永住アパートが、さらに2005年度には安山療養院が完成しました。

また、永住帰国者の帰国に伴い、サハリン等に残された家族との離散という状況が生じています。これに対し、2001年度より、親族訪問等を目的とした永住帰国者のサハリン等渡航支援が開始され、2020年3月までに延べ8,102人の渡航を支援しました。

サハリン残留者支援

韓国への永住帰国をせずにサハリンに留まることを希望する「韓国人」のための支援として、日本政府は「サハリン韓国文化センター」をユジノサハリンスク市に建設することを決め、共同事業体に委託しました。このセンターの目的は、サハリン残留者が故郷を偲び、韓国の言語・文化等の伝承活動を行い、現地住民との交流の場を提供するものです。同センターは2006年3月に完成し、各種文化プログラム等に利用されています。2008年からは、同センター内で医療相談窓口サービスも提供しています。



▲国際人道法についての講義を受ける地域社会のリーダー（マリ）© ICRC

国際人道法

1 国際人道法とは

国際人道法とは、武力紛争時に敵対（戦闘）行為に参加しないすべての人を保護し、負傷兵や犠牲者を人道的に取り扱うことなどを規定した国際的な取り決めの総称です。国際人道法の起源となった1864年のジュネーブ諸条約は、赤十字の創始者アンリー・デュナンが各国にはたらきかけて誕生した条約ですが、今日では、その理念を受け継いだ1949年のジュネーブ四条約（陸戦の傷病兵の保護救済、海戦の傷病兵・難船者の保護救済、捕虜の人道的な待遇、文民の保護を規定）と1977年の二つの追加議定書（植民地と宗主国との武力紛争、非国際武力紛争（内戦）に関する規定）が、その中核を構成しています。これらの条約には、国連加盟国数に相当するほぼ世界中の国が加盟しており、宗教や民族的な対立を原因とした暴力的な事態が頻発する昨今、国籍、宗教、人種を超えた世界共通の規範として、ますます重要視されています。

また、国際人道法は紛争地における赤十字などの人道支援活動を保証するものです。ジュネーブ諸条約の加盟国政府は条約を守り普及する義務がありますが、赤十字国際委員会（ICRC）には紛争地にて中立の立場で国際人道法の適用状況を監視し普及を行う役割が条約で与えられています。

紛争という非常時に国際人道法が守られるためには、平時からの普及活動が重要です。戦闘行為に参加しない人も国際人道法の重要性を知る必要があります。このため、国際赤十字は戦闘員のみならず子どもたちを含めた一般市民に対しても、国際人道法の普及活動を行っています。2019年、ICRCは世界各地で1,600件を超える国際人道法に関するイベントや研修を実施し、113カ国から約11万5,000人が参加しました。また、日本赤十字社（日赤）は国際人道法に関する研修等を全国で190回開催し、計1万6,361人が受講しました。

Health Care in Danger : 危機にある医療支援

国際人道法上、医療従事者や医療施設への攻撃は禁止されています。しかし、紛争や暴動において、医療従事者や医療施設、医療用車両が攻撃の対象となる事例が発生しています。医療従事者への攻撃は彼ら自身の尊いいのちを奪い、本来であれば治療によって救われるはずだった多くのいのちを奪うという深刻な結果をもたらしています。また、慢性疾患の治療やワクチン接種が滞るなど紛争地の地域医療に与える影響も計り知れません。赤十字は、紛争下であっても医療従事者が安全に活動を行えるよう、一般市民を含めたあらゆる紛争当事者に対して国際人道法の普及を進めています。

また、近年はサイバー攻撃によって病院のコンピューターや医療機器の作動が妨害され、医療用品の物流が滞るなど適切な治療が困難となる危険性が高まっています。ICRCは医療をいかなるサイバー攻撃からも守るよう、サイバー攻撃を禁止する国際ルールの見直しと審議を行うよう求めています。



▲砲撃の被害を受けた病院（イエメン）© ICRC

2 国際人道法の要点

国際人道法を成す条約は、計600近くの条文により構成されますが、その根底に流れる精神は、およそ次の7つのルールに要約されます。

- ① 敵対行為に参加しないすべての人は、いかなる場合にも差別しないで人道的に待遇する。
- ② 紛争当事者は、常に戦闘員と文民（一般住民）を区別し、攻撃を軍事目標に限定し、文民とその財産を保護しなければならない。
- ③ 投降し、敵対行為を止めた戦闘員は、殺傷してはならない。
- ④ 紛争当事者は、互いに傷病者を収容、看護しなければならない。そのための医療要員、施設、機材等を保護する赤十字などの標章を尊重、保護する。
- ⑤ 捕虜、抑留者の生命、尊厳、人権の尊重と保護および家族との通信、援助を受ける権利を保障する。
- ⑥ 戦闘方法や武器の使用は無制限ではなく、不必要で過度な損害や殺傷をもたらす武器は使用してはならない。



▲ICRCの職員から国際人道法と人道の原則についての講義を受ける武装勢力（マリ）
© ICRC

- ⑦ 公正な裁判を受ける権利および拷問、体罰、残虐で品位を汚す扱いを受けない権利を保障する。

※これらのルールは、ICRCが国際人道法の内容をわかりやすくするために作成したもので、法的な権威があるわけでも既存の条約を置き換えたものでもありません。

赤十字標章（赤十字マーク）の意味

赤十字標章（赤十字マーク）の使用方法は、ジュネーブ条約に定められています。しかし現実には赤十字標章は病院や薬局などの医療機関を表すマークとして安易に使われており、是正すべき問題となっています。標章の使用方法は、大きく分けて2つあります。

- ① 紛争地域において傷病者を救護する人や施設、機材を攻撃してはならないことを示す「保護の標章」としての使い方。（この場合、赤十字標章が遠くからでも識別できるように、できるだけ大きなものを使用する必要があります。）
- ② 平時において赤十字標章をつけた人や施設が赤十字機関に

所属していることを表す「表示の標章」としての使い方。（この場合、赤十字標章は比較的小さなものを使用します。）

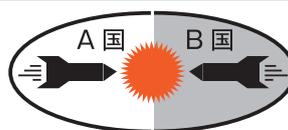
イスラム教国では白地に赤色の三日月を記した赤新月標章を使用する国がほとんどです。また、2005年12月に、新たな標章を規定した条約（第Ⅲ追加議定書）が採択されました。新たな標章は白地に赤いひし形を配したもの（レッドクリスタル）です。これらの標章も赤十字標章と同様に取り扱われています。



3 適用範囲

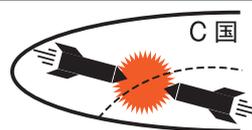
国際人道法が適用されるのは、①国際武力紛争（国家間の武力紛争）②非国際武力紛争（国内での異なる勢力間の武力紛争、内戦）です（右図参照）。暴力的ではあるが一時的なデモや単発の暴動事件などの「国内騒乱時」には、国際人道法は適用されません。しかし、ICRCは人道的な立場からそうした事態が発生した際にも当事者双方の了解の下に仲介役等として重要な役割を担うことがあります。（例：1996年のペルー-日本大使公邸人質事件におけるICRCおよび日赤の中立の人道機関としての働き）

■国際武力紛争（国と国の争い）



- ★ジュネーブ第一条約
- ★ジュネーブ第二条約
- ★捕虜条約
- ★文民条約
- ★第一追加議定書

■非国際武力紛争（一つの国の領土内で起きた内戦）



- ★1949年のジュネーブ諸条約共通第3条
- ★第二追加議定書



離散家族支援

▲1年以上ぶりに再開を果たした親子（南スーダン）© ICRC

1 赤十字の行う離散家族支援

紛争や災害などによって家族が離ればなれになり、連絡が取れないことや所在がわからないことでつく悲しい思いをする人びとが数多くいます。赤十字は国際人道法（ジュネーブ諸条約）に基づき、紛争や災害などにより離ればなれになった家族の再会・絆を維持・回復すること（Restoring Family Links：RFL）に取り組んでいます。

安否調査

安否調査は、紛争や災害などの人道危機により、家族と離ればなれになってしまった人びとの再会・連絡を回復するための活動です。

2019年には、赤十字国際委員会（ICRC）の支援により、全世界で981人の家族との再会を実現したほか、14万1,590通の赤十字通信を届け、141万8,395件の家族間通話を仲介しました。

紛争地での調査には現地赤十字社の職員やボランティアの協力が欠かせません。最近では、衛星電話やインターネット、ラジオやテレビなどのネットワークも活用されています。

赤十字通信

紛争や災害により外部との通信手段が絶たれてしまった難民や収容者などが家族と連絡をとるための方法として「赤十字通信（Red Cross Message：RCM）」と呼ばれる往復書簡があります。赤十字通信は家族との私的な通信に限られ、軍事・政治的内容を記入することはできません。また、関係当局の検閲を受けることがあります。ICRCは、各国赤十字社の協力を得ながら、赤十字通信を被拘束者や難民から受け取り、家族のもとに届け

る仲介者の役割を果たしています。

例えば1996年のペルー日本大使公邸人質事件の際には、人質と家族との間で9,000通以上の赤十字通信が取り交わされました。

2019年にICRCが仲介した赤十字通信は14万通以上に達し、衛星電話等による家族間の通話支援は141万超に上ります。

近年は紛争などの影響により中東、アフリカ地域からヨーロッパ地域への移民流入の拡大に伴い、欧州諸国でも離散家族支援のニーズが高まっており、赤十字はそのネットワークを通じ、電話での連絡、インターネット接続のサポートや充電サービスなども実施しています。

家族の絆を回復するためのネットワークづくり

これまで離散家族支援は紛争地においてICRCが行うものが中心でしたが、近年では大規模自然災害や移民・難民問題なども深刻化しており、多くの行方不明者の発生と離散家族支援の必要性が改めて認識されています。こうした背景において、2019年の国際赤十字・赤新月運動代表者会議では、国際赤十字の安否調査に関する新たな戦略（『RLF戦略：2020-2025』）が採択され、将来的に懸念される気候変動の悪化とそれによる移民・難民の増加等の安否調査を取り巻く問題が改めて認識されたほか、デジタルツールを活用した新たな支援形態や個人情報取り扱いのルール作りの必要性・重要性なども確認されました。こうした取り組みを通じて、ICRC、国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）および各国赤十字社は、国際赤十字一体としてのRFLネットワークの構築・強化に努めています。



▲紛争によって行方不明になった親族を探す人びと（イラク）© ICRC



▲家族を探している難民の女性から聞き取りを行うICRC職員（シリア）© ICRC

2 日本赤十字社の取り組み

日本赤十字社（日赤）はICRCや各国赤十字社と協力しながら、家族からの依頼に応じて紛争や災害などによって連絡が取れなくなった人びとの安否調査を実施しています。

現在、日赤が扱う安否調査の9割以上が国交のない朝鮮民主主義人民共和国と日本との間で離散した家族のケースです。離散してから既に長い年月が経過しているケースが多

く、出入国在留管理庁や市区町村などの協力を得ながら所在の確認および被調査者の意思確認を慎重に行います。

また2004年に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（通称、国民保護法）により、日赤は有事において国内に在住および滞在する外国人に関する安否情報の収集を担うことになっています。

紛争によって傷ついた人びとのいのちと尊厳を守る

芳原 みなみ 赤十字国際委員会（ICRC）ミャンマー ラシオ副代表部、マウンドー副代表部 フィールド／保護要員（2018年8月～2020年2月）

ミャンマーには135の民族がありますが、一部の地域では政府軍と少数民族武装勢力間、また少数民族武装勢力同士での衝突が起きています。不安定な状況の中、国内避難民として先の見えない生活を強いられている人びと、衝突に巻き込まれて銃や空爆、地雷などによって怪我をしたり家族を失ったりした人びと、紛争の影響で家族の行方が分からず何年も探し続けている人びとに対し、必要な支援を行っています。

私は保護要員として、離散家族支援や刑務所等の訪問、国際人道法の普及等、武力紛争およびその他暴力の伴う事態によって傷ついた人びとのいのちと尊厳を保護する活動を行っています。

2017年8月にラカイン州で起きた衝突により、多くのムスリム系住民がバングラデシュに逃れました。このとき家族と離ればなれになってしまった人たちが、今でも家族の行方を探している人たちがいます。赤十字の離散家族支援を通して、2019年には1年間で1,000を超える家族が赤十字通信によって再び連絡を取り合うことができました。

紛争に巻き込まれ家族を失った人、家族の行方が分からず何年も探し続けている人、いつ元の家に帰れるのかと先の見えない現状に不安を募らせる人など、辛い現実に向き合っている人たちに

寄り添い話を聞くことは、つらいときもあります。私たちの力ではどうにもできないこともあります。それでも、暗闇の中にいた人たちが少しでも希望の光を見つけたとき、彼らの苦痛を少しでも軽減できたとき、離ればなれになっていた家族の行方がわかったことを報告し喜ぶ人たちの顔を見たとき、困難な状況にあっても挑戦し続け、今私たちにできる最善を尽くそうという力をもらっています。



▲衝突を逃れてきた国内避難民へ冬に備えて毛布や服を配布（芳原職員は写真右から4人目）© ICRC





核兵器廃絶・原子力災害への備え

▲核兵器禁止を訴えるマークと平和を願う折り鶴 © Louise Cooper/オーストラリア赤十字社

1

核兵器廃絶を目指して～赤十字のアプローチ～

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから75年以上たった今でも、核兵器の廃絶は実現していません。被爆者の中には、今なお心や体の問題に苦しむ方がいる一方で、世界にはまだ1万3,000発以上の核弾頭が存在し、冷戦時代以上に高まる核爆発のさまざまなリスクは世界を脅威に晒し続けています。

赤十字は救護団体、国際人道法の番人として(1)万が一使用された場合、その結果に対応できる人道援助能力が

欠如していること(2)国際人道法の定める理念と一般的に両立しないという2つの考えを主張しています。

「核のない世界へ」

2017年7月7日に国連で122カ国の賛成のもと採択された、核兵器禁止条約。その発効には50カ国以上の批准(条約参加にかかる各国国会での承認手続)が必要でした。2020年10月24日、ついに50カ国目となるホンジュラスが条約を批

被爆の瞬間から始まった赤十字の取り組み

広島と長崎に投下された原子爆弾は一瞬のうちに町を廃墟に変えました。多くの人びとのいのちを奪い、激しい苦痛をもたらしました。日本赤十字社(日赤)は被爆直後から救護活動を開始。奇跡的に生き残った救護員や医師たちは、自らも放射線の脅威に晒されながら、被災現場で生存者の救護にあたりました。また、当時赤十字国際委員会駐日首席代表であったスイス人医師マルセル・ジュノー博士は、15トンの医薬品とともに外国人医師としていち早く広島に入り、多くのいのちを救いました。

国際赤十字は、第二次世界大戦後直後から国際社会に対し、核兵器が国際人道法の理念に反することを訴えてきました。



▲被爆後の広島赤十字病院 © 日本赤十字社

准し、2021年1月22日に発効しました。

核兵器禁止条約の前文では、これまでの核兵器廃絶をめぐる議論の率先について、赤十字の貢献が確認されました。しかし、条約の発効自体はゴールではありません。核兵器の廃絶に向けた国際的な議論の率先も重要ですが、同時に、ヒロシマ・ナガサキの経験を着実に受け止め、次世代に継承していく地道な活動も引き続き求められています。

赤十字は、条約の発効を足掛かりとして、核兵器廃絶を実現する未来を希求し、世界と共にこれからも歩みを進めていきます。



▲核兵器禁止条約が採択され、拍手で称賛する参加者たち © Kathleen Lawand / ICRC

2 原子力災害への備え

国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）は、2011年3月11日の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の教訓などをふまえ、同年11月に開催された連盟総会において、原子力災害が連盟の任務であることを確認し、赤十字の役割を検討していくことを決議しました。

この決議を受け、翌年5月、連盟は日赤とともに、原子力災害対策にかかる赤十字会議を東京で開催し、原子力災害への対応は政府や専門機関のみならず各国内で草の根の組織を持つ赤十字が中立な立場で取り組む意義があることを再確認しました。

また、2013年2月からは連盟事務局にCBRN（化学・生物・放射能・核）災害担当者1名を配置。CBRN災害の経験がある赤十字社が集まり、各社の取り組みを共有するとともに、2015年には赤十字社や各国において原子力緊急事態に備える計画の策定に活用するための「原子力・放射線災害における事前対策および応急対応ガイドライン」を作成しました。

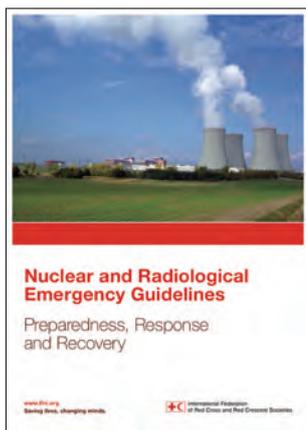
日赤は、2013年10月に赤十字原子力災害情報センター

を設置し、日赤の行動指針である「原子力災害における救護活動ガイドライン」を作成しました。また、2014年から原子力災害時に救護活動に従事できる人材を育成するために、救護班要員等を対象に原子力災害対応基礎研修会を開催しています。その一環として、2017年に大韓赤十字社から原子力災害対応能力強化を図りたいとの依頼を受け、同社職員の研修を受け入れました。

日赤は、このような原子力災害への取り組みや東日本大震災発生直後からの救護活動の記録を各社と共有できるように、関連する文書、写真、動画等をデジタルアーカイブ（ndrc.jrc.or.jp）により公開しており、それらの約4割は、英語で検索・閲覧・ダウンロードすることができます。※

今後も世界的規模で原子力発電所の建設が見込まれています。不測の事態に備えるために、得られた教訓とこれまで蓄積した知見を生かし、これからも赤十字全体の原子力災害対応能力の向上に寄与していきます。

※2021年4月からは、国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（kn.ndl.go.jp）で検索・閲覧できます。



▲国際赤十字・赤新月社連盟の「原子力・放射線災害における事前対策および応急対応ガイドライン」



▲日本赤十字社の「原子力災害における救護活動ガイドライン」



▲研修に参加した大韓赤十字社職員 © 日本赤十字社



▲ERU研修参加者 © 日本赤十字社

世界中で活躍する人材

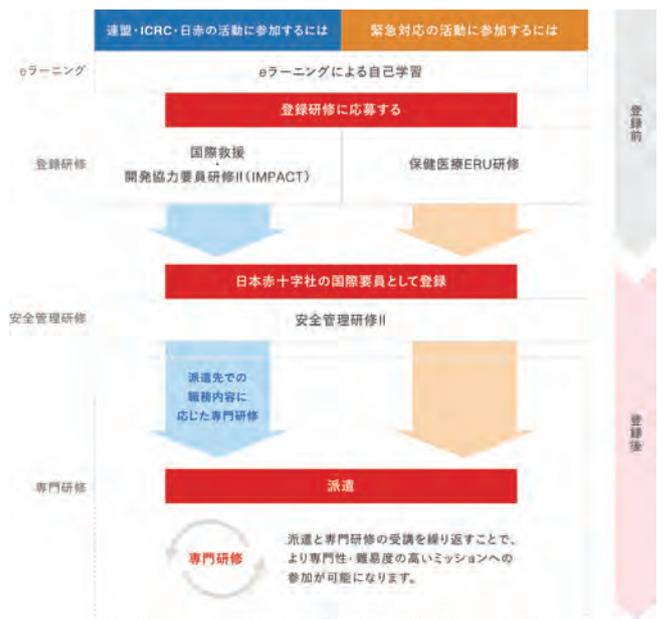
国際活動を担う人材の育成

これまで紹介してきた国際活動を展開するため、日本赤十字社（日赤）ではさまざまな種類の研修会を開催し、人材の育成を図っています。

海外での支援活動に参加するためには、登録研修と呼ばれる研修に参加し国際救援・開発協力要員（国際要員）として登録される必要があります。登録された後も、派遣前には現地で安全に活動するために必要な知識を学ぶ安全管理研修、また専門的な知識や技術を習得するための各種専門研修があり、さまざまなスキルアップの機会があります。

専門研修には、日赤が開催する研修に加えて、国際赤十字・赤新月社連盟や赤十字国際委員会、各国赤十字社といった国際赤十字が主催する研修もあり、感染症対応、地域保健、災害外傷、こころのケア、事業管理、メディカルロジスティクス、水と衛生、電気技術など、自然災害や紛争下等での多様なニーズに応えられるよう要員を育成しています。

2020年1月からの新型コロナウイルス感染拡大の影響で、私たちを取り巻く環境は大きく変わり、国内外での研修もオンラインへの移行が進んでいます。コロナ禍においても人道支



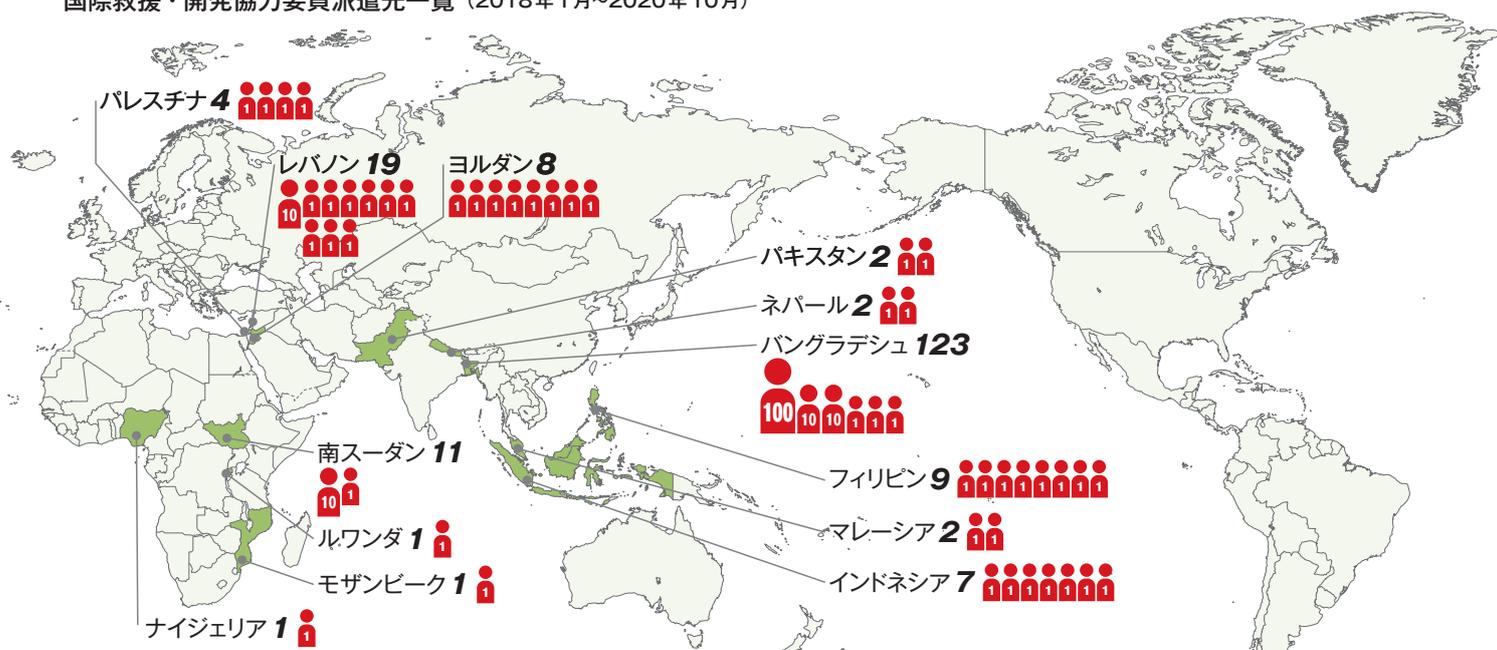
援の必要がなくなったわけではありません。誰にも見通しの立たない状況だからこそ、今できることを見極め、必要な人材を育成する工夫を続けています。

国際医療救援拠点病院



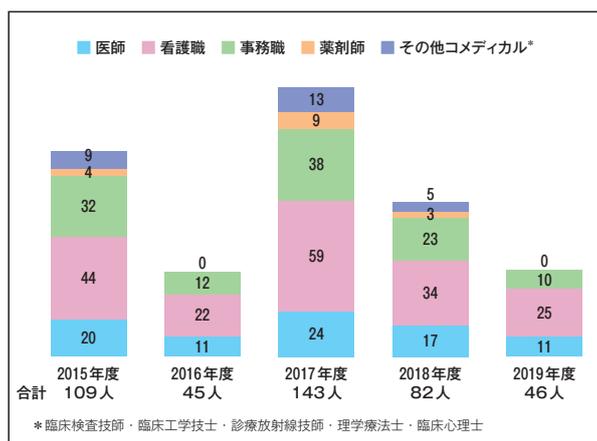
海外での医療救援活動に迅速に対応するため、5カ所の赤十字病院が緊急救援の体制を整え、日頃から人材の育成に努めています。日赤は、これらの国際医療救援拠点病院を中心に、国内91カ所にある赤十字病院のスケールメリットを生かして、海外での災害や紛争地での医療救援活動などを行っています。

国際救援・開発協力要員派遣先一覧（2018年1月～2020年10月）

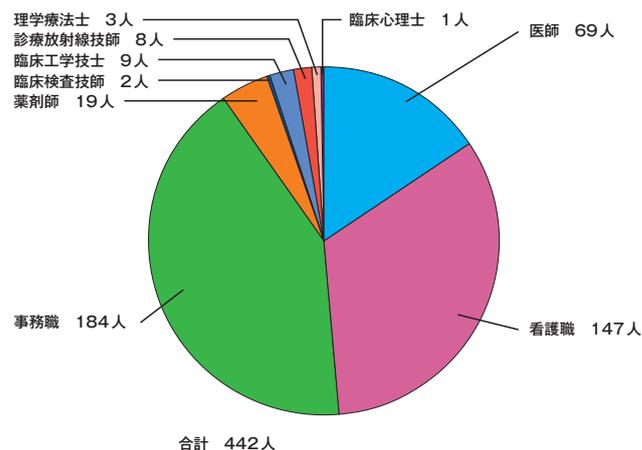


13カ国 190人 【派遣形態】 ICRC 15人、二国間 90人、連盟 11人、連盟（ERU）73人、連盟/二国間 1人
 【職種】 医師 37人、看護師84人、事務職45人、助産師 4人、診療放射線技師 1人、薬剤師 10人、
 理学療法士 1人、臨床検査技師 2人、臨床工学技士 6人

海外派遣実績（派遣職種別・年度別・延べ人数）



海外派遣登録要員の職種内訳（2020年10月現在）



国際活動を目指して

木村 仁美 大森赤十字病院 看護師

海外での支援に目を向けるようになったのは日本赤十字広島看護大学在学中でした。赤十字の歴史や活動を学び、演習で海外の看護大生たちと交流する中で、看護の世界観が広がったことがきっかけです。卒業後は看護師として働きながら、語学力の向上に努めました。その後、オーストラリアにワーキングホリデーで渡航。帰国後は、途上国でのボランティア活動や、外国人が多く訪れるテーマパークの救護室で勤務するなど、異文化とふれあう機会を大切にしました。それから縁あって赤十字病院に就職し、日赤が開催する研修や勉強会に参加して国際活動に従事するスタッフの役割や業務への理解を深めていきました。

2019年10月、避難民キャンプで保健教育の活動に従事するため、バングラデシュに半年間派遣されることになりました。現地では、スタッフやボランティアと試行錯誤するうちに、彼らの活動への情熱や意欲に心揺さぶられました。また、世界中から支援団体が集まっている現場で、それぞれが協力し合って支援が成り立つことを肌で感じ、人道支援の奥深さとその一員としてのやりがいを感じました。今後は、より一層知識や技術を向上させ、再び現場での活動に挑戦したいと思っています。



▲避難民キャンプで活動した木村看護師（バングラデシュ） © 日本赤十字社



パートナーシップ

▲衛生キットを受け取った孤児院の子どもたち（ナミビア）～産休サンキュープロジェクト～ © IFRC

世界各地で長期化・複雑化するさまざまな人道課題に対応していくためには、赤十字内の資源にとどまることなく、人道の理念を共有するパートナーと連携して取り組むことがより一層重要になっています。

2015年に採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成のためには、市民社会や民間セクターの果たす役割が不可欠であり、官民連携や民間企業・市民社会の活躍が期待されています。また、民間企業においても「社会的責任（CSR）」や「共通価値の創造（CSV）」といった観点から、

国際的な社会貢献活動が活発化しています。

そこで日本赤十字社（日赤）は、さまざまな企業や団体がつなぐ強みと世界各地の人道ニーズの橋渡しを行い、連携と協働を進めています。たとえば、日本企業の産休・育休の推進を目指すとともにアフリカにおける感染症対策やエイズ孤児等を支援する「産休サンキュープロジェクト」をはじめ、さまざまな形でパートナーシップ事業を展開するとともに、災害時に物資のご提供をいただくなど、多くの企業・団体との取り組みを実施しています。



パートナーシップ事例 オンワード・グリーン・キャンペーン ～自然環境を守り、世界の人びとに温もりを届ける社会貢献～

「地球と、世界の人びととの共生」を目標に掲げ、さまざまな環境・社会貢献活動を展開する株式会社オンワード樺山は、2009年より「オンワード・グリーン・キャンペーン」に取り組んでいます。本キャンペーンは、オンワード樺山の店舗にて、ご愛用後の自社衣料をお客様から回収し、その回収衣料をリサイクルして生産した毛布や軍手を世界の被災地や開発途上国へ寄贈する活動です。

日赤は、2011年から本キャンペーンのパートナーとして、世界192の国と地域に広がる赤十字の国際的なネットワークを生かして、人びとの温かい思いがこもった毛布を、支援が必要な人びとに届ける役割を担ってきました。2011年の東日本大震災や2015年のネパール地震の被災者をはじめ、インドやベトナムなどのアジア各国に、これまで合計3万1,200枚のリサイクル毛布を配布しました。2019年には、世界で最も寒さの厳しい国の一つと言われるモンゴルにおいて、孤児院や寄宿寮の子どもたち等に合計4,000枚の毛布を寄贈しました。

両社の連携は、オンワードグループの通販サイトを通じた防災事業への寄付をはじめ、さまざまな活動に広がっています。



▲毛布を受け取り「いつか日本の皆さんにお返しをしたいと思います」と話す孤児院の子どもたち（モンゴル） © 日本赤十字社

世界の赤十字社一覽

(2020年12月現在)

国際委員会承認順	国名	国際委員会承認年	マーク	国際委員会承認順	国名	国際委員会承認年	マーク	国際委員会承認順	国名	国際委員会承認年	マーク	国際委員会承認順	国名	国際委員会承認年	マーク
1	ベルギー	1864	+	49	エルサルバドル	1925	+	97	タンザニア	1963	+	145	チャド	1988	+
2	イタリア	1864	+	50	カナダ	1927	+	98	トリニダード・トバゴ	1963	+	146	モザンビーク	1988	+
3	スウェーデン	1865	+	51	ドミニカ共和国	1927	+	99	ブルンジ	1963	+	147	ドミニカ国	1989	+
4	ノルウェー	1865	+	52	オーストラリア	1927	+	100	ベナン	1963	+	148	セントビンセントおよびグレナディーン諸島	1989	+
5	スイス	1866	+	53	インド	1929	+	101	マダガスカル	1963	+	149	ソロモン諸島	1991	+
6	オーストリア	1867	+	54	ニュージーランド	1932	+	102	ネパール	1964	+	150	セーシェル	1992	+
7	トルコ	1868	☺	55	イラク	1934	☺	103	ジャマイカ	1964	+	151	セントクリストファー・ネイビス	1992	+
8	オランダ	1868	+	56	ニカラグア	1934	+	104	ウガンダ	1965	+	152	アンティグア・バーブーダ	1992	+
9	英国	1870	+	57	ハイチ	1935	+	105	ニジェール	1965	+	153	ナミビア	1993	+
10	デンマーク	1876	+	58	エチオピア	1935	+	106	ケニア	1966	+	154	スロバキア	1993	+
11	ルーマニア	1876	+	59	ホンジュラス	1938	+	107	ザンビア	1966	+	155	チェコ	1993	+
12	ギリシャ	1877	+	60	ミャンマー	1939	+	108	マリ	1967	+	156	スロベニア	1993	+
13	ペルー	1880	+	61	アイルランド	1939	+	109	クウェート	1968	☺	157	クロアチア	1993	+
14	アルゼンチン	1882	+	62	リヒテンシュタイン	1945	+	110	ガイアナ	1968	+	158	セルビア	1993	+
15	ハンガリー	1882	+	63	シリア	1946	☺	111	ソマリア	1969	☺	159	ウクライナ	1993	+
16	アメリカ	1882	+	64	レバノン	1947	+	112	ボツワナ	1970	+	160	バヌアツ	1993	+
17	ブルガリア	1885	+	65	フィリピン	1947	+	113	マラウイ	1970	+	161	マルタ	1993	+
18	ポルトガル	1887	+	66	モナコ	1948	+	114	レソト	1971	+	162	アンドラ	1994	+
19	日本	1887	+	67	パキスタン	1948	☺	115	バーレーン	1972	☺	163	赤道ギニア	1994	+
20	スペイン	1893	+	68	ヨルダン	1948	☺	116	モーリタニア	1973	☺	164	トルクメニスタン	1995	☺
21	ベネズエラ	1896	+	69	インドネシア	1950	+	117	シンガポール	1973	+	165	ウズベキスタン	1995	☺
22	ウルグアイ	1900	+	70	サンマリノ	1950	+	118	バングラデシュ	1973	☺	166	アルメニア	1995	+
23	南アフリカ	1900	+	71	スリランカ	1952	+	119	フィジー	1973	+	167	アゼルバイジャン	1995	☺
24	フランス	1907	+	72	ドイツ	1952	+	120	中央アフリカ	1973	+	168	ベラルーシ	1995	+
25	チリ	1909	+	73	アフガニスタン	1954	☺	121	ガンビア	1974	+	169	マダニヤ・ニュー・ギニア	1995	+
26	キューバ	1909	+	74	大韓民国	1955	+	122	コンゴ共和国	1976	+	170	ブルネイ	1996	☺
27	メキシコ	1912	+	75	朝鮮民主主義人民共和国	1956	+	123	バハマ	1976	+	171	キルギス	1997	☺
28	中国	1912	+	76	ラオス	1957	+	124	パプアニューギニア	1977	+	172	キリバス	1997	+
29	ブラジル	1912	+	77	チュニジア	1957	☺	125	モーリシャス	1977	+	173	パラオ	1997	+
30	ルクセンブルク	1914	+	78	スーダン	1957	☺	126	スワジランド	1979	+	174	タジキスタン	1997	☺
31	ポーランド	1919	+	79	ベトナム	1957	+	127	トンガ	1981	+	175	ジョージア	1997	+
32	フィンランド	1920	+	80	モロッコ	1958	☺	128	カタール	1981	☺	176	ガボン	1999	+
33	タイ	1920	+	81	リビア	1958	☺	129	イエメン	1982	☺	177	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2001	+
34	ロシア	1921	+	82	ガーナ	1959	+	130	ルワンダ	1982	+	178	モルドバ	2001	+
35	コスタリカ	1922	+	83	リベリア	1959	+	131	ジンバブエ	1983	+	179	クック諸島	2002	+
36	コロンビア	1922	+	84	モンゴル	1959	+	132	ベリーズ	1984	+	180	カザフスタン	2003	☺
37	パラグアイ	1922	+	85	カンボジア	1960	+	133	サモア	1984	+	181	ミクロネシア	2003	+
38	エストニア	1922	+	86	ナイジェリア	1961	+	134	バルバドス	1984	+	182	コモロ	2005	☺
39	ボリビア	1923	+	87	トゴ	1961	+	135	カーボベルデ	1985	+	183	東ティモール	2005	+
40	ラトビア	1923	+	88	シエラレオネ	1962	+	136	サントメ・プリンシペ	1985	+	184	イスラエル	2006	◆
41	エクアドル	1923	+	89	ブルキナファソ	1962	+	137	ギニアビサウ	1986	+	185	パレスチナ	2006	☺
42	アルバニア	1923	+	90	コンゴ民主共和国	1963	+	138	アラブ首長国連邦	1986	☺	186	モンテネグロ	2006	+
43	グアテマラ	1923	+	91	マレーシア	1963	☺	139	セントルシア	1986	+	187	モルディブ	2011	☺
44	リトアニア	1923	+	92	アルジェリア	1963	☺	140	ギニア	1986	+	188	キプロス	2012	+
45	エジプト	1924	☺	93	カメルーン	1963	+	141	アンゴラ	1986	+	189	南スーダン	2013	+
46	パナマ	1924	+	94	コートジボワール	1963	+	142	スリナム	1986	+	190	ツバル	2015	+
47	イラン	1924	☺	95	サウジアラビア	1963	☺	143	ジブチ	1986	☺	191	マーシャル諸島	2017	+
48	アイスランド	1925	+	96	セネガル	1963	+	144	グレナダ	1987	+	192	ブータン	2019	+

+ は赤十字社(157社) ☺ は赤新月社(34社) ◆ はイスラエル・ダビデの赤盾社
 ※標章としての赤新月の向きについては、特に定めはない。それぞれの社が設立時に右向き又は左向きを定める。

国際活動の収支報告

ICRC、連盟、各国赤十字社では、それぞれ個別の財源確保と会計システムを持っています。

1. 赤十字国際委員会 (ICRC)

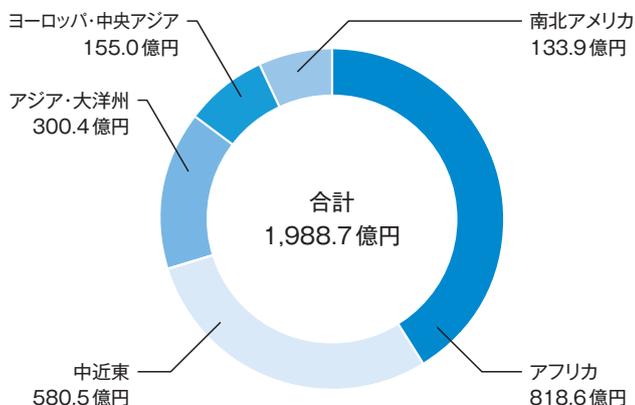
ICRCの活動資金のほとんどはジュネーブ諸条約締約国政府から拠出されていて、欧州連合 (EU) の行政執行機関である欧州委員会を加えると、その割合は全体の94%以上に上ります。日本赤十字社 (日赤) もICRCに活動資金を毎年提供しています。

ICRC2019年決算 (ICRC 2019 Annual Reportより)

収入

政府 (欧州委員会含む) からの拠出金	1968.8 億円
民間からの拠出金	43.8 億円
各国赤十字社および連盟からの拠出金	32.4 億円
国際機関・超国家機関からの拠出金	21.6 億円
公共機関からの拠出金	8.2 億円
合計	2,075.1 億円

支出 (地域別)



2019年支援対象の金額上位 10カ国

シリア	198.2 億円
南スーダン	151.2 億円
イラク	126.6 億円
ナイジェリア	101.9 億円
イエメン	99.9 億円
コンゴ民主共和国	95.9 億円
アフガニスタン	83.3 億円
ウクライナ	79.3 億円
ソマリア	72.6 億円
ミャンマー	63.4 億円
上位 10カ国合計	1,072.8 億円

(1 スイスフラン=114円で換算)

2. 国際赤十字・赤新月社連盟 (連盟)

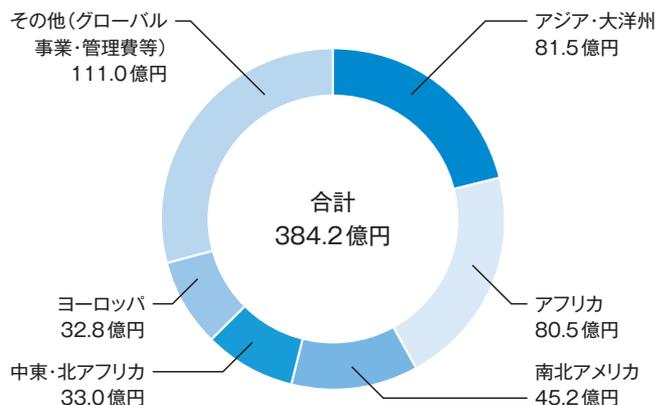
連盟の主な財源は、緊急救援アピール (支援要請) 等に応じて各国政府や各国赤十字社から拠出される任意拠出金と、各国赤十字社から支払い能力や国連分担金を参考にして決められた比率に基づき支払われる義務的な拠出金が主な財源です。

連盟2019年決算 (連盟2019年度監査報告書より)

収入

任意拠出金	171.7 億円
寄付	162.7 億円
各国赤十字社からの拠出金	40.5 億円
事務管理手数料	36 億円
その他	3.3 億円
合計	414.3 億円

支出 (地域別)



2019年支援対象の金額上位 10カ国

コンゴ民主共和国	27.9 億円
インドネシア	19.9 億円
バハマ	19.0 億円
モザンビーク	18.8 億円
バングラデシュ	14.5 億円
シリア	11.5 億円
アフガニスタン	8.4 億円
ベネズエラ	7.7 億円
コロンビア	6.1 億円
中央アフリカ共和国	5.5 億円
上位 10カ国合計	139.7 億円

(1 スイスフラン=114円で換算)

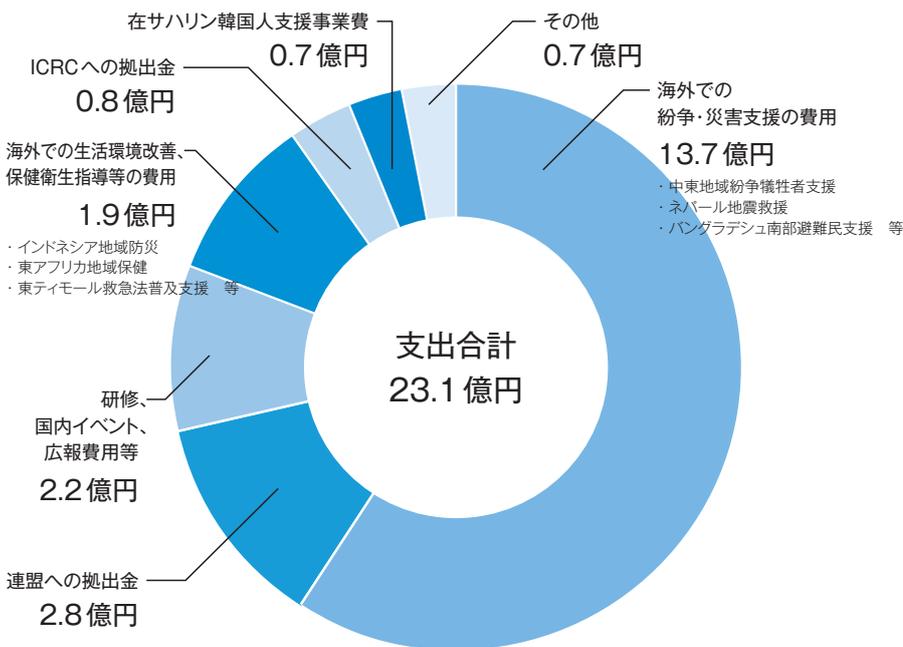
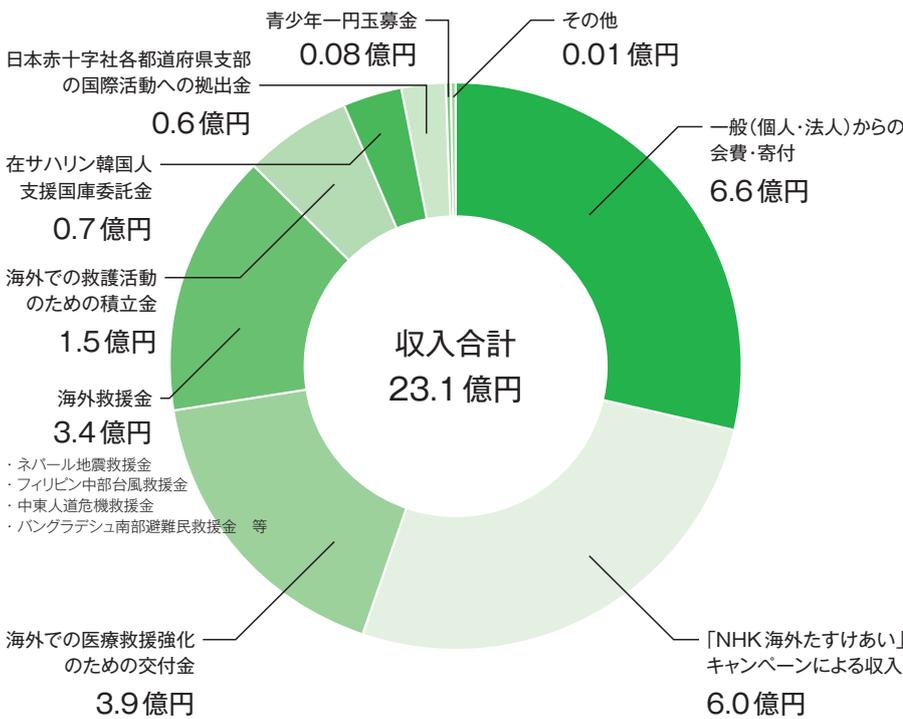
*百万円未満を切り捨てているため、各項目を合計したものと表示している合計額は一致しないこと

3. 各国赤十字社

各国赤十字社の財源確保の方法は、それぞれの国情を反映して実にさまざまです。主な財源は個人や企業からの寄付金、赤十字会員からの会費による場合が一般的ですが、その他にも、投資、バザー、宝くじ、中古衣類販売、建物の賃貸、各種有料講習会などがあります。

日赤が実施する国際活動は、毎年12月にNHKの協力で行われる「NHK 海外たすけあい」キャンペーンで集めた寄付金をはじめ、海外で発生した大規模災害や紛争に際して寄せられる救援金や、赤十字会員からの会費・寄付などを主な財源としています。

日本赤十字社の国際活動の収支（2019年度）



▲2020年「NHK 海外たすけあい」キャンペーンポスター



▲サイクロン被災後のコレラ流行下で子どもを診察する日赤医師（モザンビーク）©日本赤十字社



▲子どもたちと一緒に手洗いをする日赤職員（ルワンダ）©Atsushi Shibuya/JRCS

※百万円未満（一部、十万円未満）を切り捨てているため、各項目を合計したものと表示している合計額は一致しないこと
 ※上記の日赤の収支は、支出決算額に合わせて収入（財源内訳）を表示していること

ソーシャルメディア



▶ 赤十字国際ニュース

毎週、メールマガジンを発行しています。世界で起こっている人道問題に焦点を当て、赤十字の取り組みがわかる内容をお届けします。



(まぐまぐ登録画面)



▶ 日本赤十字社公式Facebook、Twitter

日本赤十字社の国際活動をはじめ、国内における幅広い活動についても随時配信しています。



▶ ホームページ

日本赤十字社
赤十字国際委員会 駐日代表部
国際赤十字・赤新月社連盟

<http://www.jrc.or.jp/>

<http://jp.icrc.org/>

<http://www.ifrc.org/>

発行日 2021年1月

発行元 日本赤十字社

〒105-8521 東京都港区芝大門1丁目1番3号 TEL. 03-3437-7087 FAX. 03-3437-7509